

# 足立区教育委員会会議録

会議名	平成30年第2回足立区教育委員会定例会							
開会月日	平成30年2月8日(木)			場所	教育委員会室			
会議時間	(開会)午前・午後 3時00分 ~ (閉会)午前・午後 3時38分							
休憩時間	①(休憩)午前・午後 時 分 ~ (再会)午前・午後 時 分 ②(休憩)午前・午後 時 分 ~ (再会)午前・午後 時 分							
委員の出席	教育長	定野 司	出席	委員	杉田直子	出席		
	委員	葉養正明	出席	委員	小池康之	出席		
	委員	浅井えり子	出席	出席者5名、欠席者0名				
説明員	宮本博之	学校教育部長	出席	鳥山高章	子ども家庭部長	出席		
	荒井広幸	教育政策課長	出席	松野美幸	子ども政策課長	出席		
	五十嵐隆	学校適正配置担当課長	出席	森田剛	子ども施設運営課長	出席		
	向井功至	学校経理課長	出席	千ヶ崎嘉彦	子ども施設入園課長	出席		
	小坂裕紀	教育指導課長	欠席	寺島光大	青少年課長	出席		
	渡辺隆史	学校施設課長 学校改築担当課長	出席	秋生修一郎	待機児対策室長	出席		
	渡邊勇	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	田巻正義	子ども施設整備課長 待機児ゼロ対策担当課長	出席		
	須原愛記	学力定着対策室長	出席	臺富士夫	待機児ゼロ対策担当課長	出席		
	森太一	学力定着推進課長 英語教育推進担当課長	出席	上遠野葉子	こども支援センターげんき所長	出席		
	小室晃	就学前教育推進課長 子ども施設指導・支援担当課長	欠席	近藤博昭	教育相談課長	出席		
	伊藤良久	生涯学習振興公社事務局長	出席	高橋徹	こども家庭支援課長	出席		
	菊池正美	生涯学習振興公社学習事業部長	出席	浅見信昭	地域文化課長	出席		
書記	清水均	庶務係長	鵜殿崇人	庶務係主任主事	秋元康裕	教育政策担当係長		
	佐々木直	教育政策担当係長	野口晋平	教育政策担当係長	菊地崇	管理係長		
傍聴人	0名							
会議に付した議題	別紙、会議次第の通り。							

平成 30 年 2 月 8 日

第 2 回足立区教育委員会

### 午後3時00分開会

### 午後3時00分開会

○教育長 それではただいまから、本年第2回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。

よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名に、小池委員、浅井委員をご指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第1、第5号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第1、第5号議案「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第5号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料6ページをお開きいただきたいと思います。

件名、所管部課名につきましては記載のとおりです。

改正の理由でございますけれども、29年の特別区人事委員会の勧告のうち、扶養手当の見直しに伴う部分について、条例の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますけれども、配偶者の手当額を減額し、それで浮いたものを原資に用いて、子どもの手当額を段階的に引き上げていくといった内容でございます。内容につきましては、表の現行・改正内容のとおりでございます。表中の「欠配一子」でございますけれども、これは「配偶者を欠く一子」という意味でございます。また、表の中の「特定期間」ということでございますけれども、これは満15歳に達する日の後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を特定期間と定めて、金額を増額しております。

それから、欠配一子の中の「特例対象者」でございますが、これにつきましては、10ページに特例の規定がございますけれども、3の中の中段のところでございますが、

「この条例の施行日以後、引き続き、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合」、この方々については、戻っていただきまして6ページの表の一番下の金額を提供するといった内容でございます。

施行年月日につきましては、平成30年4月1日からの施行でございます。

今後の方針ですが、平成30年第1回足立区議会へ条例案を提案する予定でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第5号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第5号議案「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第2、第6号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第6号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第6号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 では、14ページをお開きください。件名、所管部課につきましては記載のとおりでございます。

まず改正の理由でございますが、本年1月11日に足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会におきまして答申が出されました。その答申内容を踏まえまして、条例を改正するものでございます。

答申内容でございますけれども、諮問事項といたしましては、「教育・保育施設等に係る低所得者層への利用者負担の無償化について」ということでお詫びをいたしました。

いただいた答申内容のまず1つ目が、認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育等については、B階層（住民税非課税世帯）、C階層（住民税所得割非課税世帯）について、保育料を無償とすべきであると。

2つ目が、幼稚園、認定こども園、幼稚園利用も含めますが、それと認証保育所については、B階層、C階層の保育料無償相当の措置を講ずるべきである、といった2点の答申をいただいております。

これを受けて改定をいたしました。

内容につきましては、まず、(1)の認可保育所、認定こども園につきましては、1の表のとおりです。おめくりいただきまして、(2)小規模保育、家庭的保育事業の給食実施、それから、(3)が家庭的保育事業の給食未実施、(4)が区立認定こども園（短時間利用）4・5歳児の利用料について、無償化でゼロということで規定をさせていただきます。

施行年月日については、平成30年4月1日からでございます。

今後の方針ですけれども、第1回区議会定例会に条例の改正案を提出いたします。また、幼稚園、認証保育所の利用者負担につきましては、保護者助成による無償相当の措置を講じる準備を進めてまいります。

16ページにいただいた答申を添付してございます。

18ページ以降は新旧対照表でございますので、お目通しいただければと思います。

説明は以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第6号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

小池委員。

○小池委員 すみません、質問なのですが、無償化にしてその分の費用はどうなりますか。

○教育長 こども施設運営課長。

○こども施設運営課長 無償化の費用につきましては、國の

ほうから出る部分については国に求めていきます。ただし、国が今言っている全体の子どもの教育に係る無償化、幼児教育の無償化については、まだ国が方向性を出していないところですので、今後推移を見守っていきたいと思っております。

○教育長 では、簡単に言えば、区が負担するということですね。

○子ども施設運営課長 そのとおりです。

○教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。  
(なし)

ないようですので、これより第6号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第3、第7号議案を議題といたします。  
庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第7号議案「足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第7号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の27ページ、第7号議案説明資料をご覧願います。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

本規則には、足立区の自治の基本理念や区政運営の基本原則を定めている足立区自治基本条例の規定を受けまして、「協働」という文言を使用している規定がございますが、本年第1回区議会定例会において、自治基本条例の一部改正案が提出される予定となっております。

その改正内容は、区ではこれまで前基本構想や自治基本条例に基づき、「協働」による取り組みを進めてまいりましたが、新たな基本構想では、まちづくりの仕組みとして「協創」を取り入れ、「協働と協創による取り組みを進めしていくこと」としたため、条例を改正するというものでござ

ざいます。この自治基本条例の改正に伴い、本規則の規定も改正する必要があるという議案でございます。

施行年月日は、平成30年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第7号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑ありますか。

葉養委員。

○葉養委員 議案そのものについては賛成なのですから、ちょっとお聞きしたいのですけど、「協働・協創」になると。今日配られている「協創力×エリアデザイン つかむ、成長の実感」という「予算編成のあらまし」の中に、協創と協働の概念の違いの説明が20ページにあるのですね。協働というのは行政主導で、協創というのは区民、民間主導の、協創の発展形態として区民、民間主導という説明になっていて、協創を入れるというのは、極めて積極的で異論ないのですけれども、ただ、規則上、文言を変えたから済むという話だけではなくて、多分学校の運用のあり方というか、そこら辺に関連する課題が今後出てくると思うのですけど、文言の言い回しを変えることによって自身をちょっと再検討するとか、ちょっと見直すべき点があれば、見直していこうというようなことが想定されているのかどうかだけ伺いたいと思います。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 ご質問いただきましたとおり、「協働」と「協創」、それぞれコンセプトが異なっております。私どもといったしましては、この学校運営協議会の母体というか、ベースになっております開かれた学校づくり協議会、こちらがどちらかというと「協働」を象徴するような取り組みでありますて、そこから一步進んだ学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールですけれども、こちらの取り組みは「協創」に類する取り組みといったイメージで捉えているところでございます。

したがいまして、今回のこの文言の改正は、コミュニティスクールのあり方、性質というものをよりわかりやすく表現できるようになったかなと思っておりますし、コミュニティスクールがこの「協創」という概念を具現化する1

つの取り組みとしてさらに認知されるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。したがいまして、特別に何かを変えたりというようなことは、今のところ想定はしてございません。

○教育長 いかがでしょうか。

葉養委員。

○葉養委員 この問題は、かなり地域の方がかかわりますので、時間も要するとは思うのですけど、私自身が杉並区で法規改正の折、学校運営協議会の委員長をやっていましたので、かなりいろいろな思いがあるのですね。それで、この問題の扱いというのは簡単ではないのですけど、旧五反野小で学校理事会をつくったときも、その前に当時の高岡校長の部屋に行って意見を求められたとか、あるいは学校理事会の理事長が大神田さんだったと思うのですけど、大神田さんにもお会いしています。非常にバランスのとれた方だなという印象を持っているのです。だから、学校運営協議会の形というのは、きっとそこから相当年月を経て、経験を経ながら、今日の姿にはなっているのだろうと思うのです。だからちょっと名前を変えただけでそれでいい、あとは各校開かれの対応次第だ、考え方次第だ、だけで果たしていいのかどうかということも含めて、ちょっと一歩前に進めるのであれば、規定の上で進めるのであれば、検討も進めてほしい。どういう検討の進め方をするかはこれからですけど。それは教育委員としての意見として申し上げておきます。

○教育長 ありがとうございました。私どもも今、コミュニティスクールが10校、これをさまざまな工夫をしながら広げていこうと、拡大していくこうと、こういう考えを持っていますし、先日行われた開かれた学校づくり協議会のフォーラムでも、やはり協議会の発表と、コミュニティスクールをやっていらっしゃるところの発表とは差が出ているなという気がするので、そういうところもご紹介しながら力強く進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

ないようですので、これより第7号議案「足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求

めます。

(挙手全員)

挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第4、第8号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第8号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第8号議案について、浅見地域文化課長からの説明をお願いいたします。

地域文化課長。

○地域文化課長 31ページをお開きいただきたいと思います。

件名、所管部課名については記載のとおりでございます。  
改正の理由ですが、先般、ご報告をいたしましたように、生涯学習センター、スポーツ施設を交えて今年度公募をかけることになっております。ただ、スポーツという単独施設が多々含まれておりますので、現状の委員の構成の中においては、スポーツの専門家を入れる余裕がなかったものですから、今回、第15条第1項第1号の「2人以内」という設定を「4人以内」に改めさせていただきたいという議案でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第8号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第8号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第5、第9号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第5、第9号議案「足立区教育財産の買入

に関し区長に申し出ることについて」以上。

○教育長 第9号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の33ページ、第9号議案説明資料をご覧願います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

江北小学校と高野小学校の統合校を建設する用地を購入する必要があるため、資産管理部長宛て依頼を行うという議案でございます。用地の所在地は、34ページの案内図でご確認ください。

購入予定の土地は、1万2,500.72平方メートルで、予定価格は37億5,000万円余でございますが、この建設用地とともに、江北小学校跡地と高野小学校跡地等全て公用で利用するという場合は、都の規定によって価格が2分の1に減額される可能性もあるということございます。

取得予定は9月下旬でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第9号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

小池委員。

○小池委員 公共減額適用の場合についてを説明していただけますか。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 公共減額適用という場合、統廃合でなくなる、廃校になります高野小とか江北小も含めまして、公共でどうやって使っていくのか、あるいは公園、あるいは防災性のあるもの、あるいは別途で何かセンターをとか、そういうものを東京都のほうと調整しながら今、進めているところでございまして、それが認められれば、2分の1になるところでございます。

○教育長 よろしいですか。学校をただ建てるだけならば問題ないのですけれども、その跡地ですね。これがどのように利用されるかによって、減額されるかされないか決まるところ。こういうことでございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第9号議案「足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第6、第10号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第6、第10号議案「足立区教育財産の一部用途変更の承認について」以上。

○教育長 第10号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の36ページ、第10号議案説明資料をご覧願います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

新田地区の開発に伴って、新田学園の児童・生徒数の増加が予測されておりまして、将来、運動施設が不足し、体育授業時数が確保できなくなることが見込まれましたため、その対策として、旧新田小学校跡地に校庭を整備することとした旨、昨年第8回定例会において報告させていただきました。当該用地は、平成28年第8回定例会において教育財産としての用途廃止の承認を受けておりますが、新田学園による活用の可能性が生じたため、資産管理部への引き継ぎを保留しており、教育財産のまま現在に至っております。

この用地の南東側には幅員の狭い道路があり、校庭整備に当たりましては、その道路を拡幅する必要がございます。そこで当該用地の道路に面している部分を道路敷として撤去するため、都市建設部に引き継ぐ予定でございます。

用途変更が必要な用地は、3に記載のとおり、63.25平方メートルで、位置につきましては、37ページの図面でご確認ください。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の

審議に入ります。

第10号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第10号議案「足立区教育財産の一部用途変更の承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第7、教育長報告を議題といたします。

今回は、「平成30年度予算編成のあらましについて」をご説明させていただきます。

お手元に「平成30年度当初予算編成のあらまし（概要）」というものがございます。

1番に足立区の予算編成の状況ということで、委員のお手元には既に予算のあらましを提示しておりますけれども、タイトルは、「協創力×エリアデザイン つかむ、成長の実感。」これが「+」ではなくて「×」というところがポイントだと説明しております、これまでボトルネック的課題に向けて取り組んできたさまざまな施策の成果が徐々に今あらわれている中で、この協創力、そしてエリアデザイン、この掛け算で、さらに確実かつ成長が実感できる、そのようにするための予算と説明されておりまして、規模とすると1%増の2,768億円、過去最大の予算規模となっております。

主な増減については、大学病院が増、あるいは私立保育園の運営費が増になる一方で、国民健康保険特別会計の繰出金の減、これは給付費の減少が主な要因ですけれども、区立中学校、鹿浜菜の花中学校の完成によりまして、改築費が減になっているというところで、一般会計の規模がこのようになったということでございます。

教育委員会の予算総額ですけれども、前年度比10億円、これは1.9%増の約560億円ということになっておりまして、一般会計に占める教育予算の割合は20.2%、前年度よりも若干増えた状況でございます。

以下、教育指導部の内容、それから学校運営部というこ

とで2部体制になりますけれども、その経費について説明してありますけれども、新規の事業について幾つかご紹介してみたいと思います。

学力向上策の中では、「わかった！」の喜びで自信をつけるというところで、学力向上策、それから英語力の向上策、授業力の向上策、この3本立てで、特に学力の向上策はこれまでのそだち指導、あるいは小中の補習講座、あるいは中一勉強合宿、足立はばたき塾などに加えて、新たに中学校の英語推進モデル地区に指定された先駆的な中学校英語教育の充実などに充てるほか、②にあります学校指導事務では、新規で学校経営補佐、あるいは副校長補佐など教員の業務負担軽減のための配置などについても配慮したところであります。

次のページにいきまして、学校運営部の経常的経費についてはそこに記載のとおりでございまして、ここでは育英資金の改革を行いまして、大学等入学準備金の支援助成でありますとか、あるいは一部償還免除型に特例枠といって、成績だけではなくて、一芸に秀でた方への奨学金の給付などについても行なうことが改善されているところであります。

また、④ですけれども、災害時の備蓄食料の購入ということで、学校には既に地域用の備蓄、災害用の備蓄はあるのですけれども、それとは別に子どもたちあるいは教職員の備蓄をするということで、必要経費を計上しているところでございます。

それから、子ども家庭部の経常的経費ですけれども、これにつきましてはプラス15%という大幅増、37億円の増ということで、277億円を計上しておりますけれども、主な要因は、先ほど出てまいりましたが、私立保育園の運営費助成の増ということで約10億円。そのほか地域型保育、保育士の確保策などが主な増要因になっています。

ここでは2つあって、子どもの発達支援と児童虐待防止に取り組むということで、これに当たります発達障がい児の支援、あるいは養育困難の改善事業などにこれだけの予算を充てるということと、もう1つは、不登校の子どもへの支援を充実するということで、別室登校の支援の学校をふやすなどの対策を打つということ。そして先ほど、冒頭申し上げた子ども家庭部の大きなところであります待機児ゼロに向けての取り組みということで、ここの拡充があ

るところであります。

以上、簡単ですけれども、学校とそれから幼稚園、保育園関係ですね。そのご説明をさせていただきました。ありがとうございました。

それでは、次に、報告事項に移ります。

①について、伊藤生涯学習振興公社事務局長、お願ひします。

事務局長。

○生涯学習振興公社事務局長 私より、足立区生涯学習振興公社平成30年度の事業概要、収支予算についてご説明をいたします。

お手元の「平成30年度公社事業概要・収支予算説明書」を使用し、ご説明をさせていただきます。

このA4横の表紙で、とじたものでございます。

それでは、説明させていただきます。まず、1ページをご覧ください。公社の概要、経営方針等を記載してございます。

1の「概要」でございますが、名称、所在地、公益認定等は記載のとおりでございます。

職員定数ですが、常勤職員は区の派遣職員が7名、公社が独自に採用した固有職員22名の計29名です。これに非常勤職員13名を加えて、総定数は42名です。

基本財産は15億円で、この運用益が公社自主事業の財源となります。

2の「組織機構」ですが、決議機関としての評議委員会、監査機関としての監事、執行機関として理事会があり、事務局は事務局長、総務部、学習事業部で構成しております。

3の「平成30年度経営方針と重点事項」ですが、経営方針としては記載のとおりですが、特に30年度は区との連携を深め、事業の相乗効果を高めて、区民サービスを向上させることとしております。

重点事項につきましては、あだち放課後子ども教室の安定運営と充実、それから学習・スポーツ・文化の人材育成と活動支援、適正な法人運営の3点としております。

次に、平成30年度の事業の概要について、ご説明をいたします。2ページをお開きください。

まず、あだち放課後子ども教室事業です。放課後子ども教室は、区内69校全校で実施され、62校では全学年を対象に実施しております。平成30年度には事業の安定運

営とともにさらに3校の全学年実施を目指してまいります。

また、放課後子ども教室での体験機会の提供のため、放課後+One事業として、地域の人材の活用、団体NPO法人、企業との連携、公社企画、この3つの方法により体験プログラムの拡充を図ってまいります。特に投げる力など体力向上のプログラムの拡大を図ってまいります。

さらにこの事業を担っていただいているスタッフを確保するため、(9)にありますスタッフ募集案内を、29年度に引き続き、PTAや地域学習センター等で配布いたします。

次に、一番下から右にかけてでございますけれども、文化事業につきましては、足立区に關係するアーティストの発掘と交流、区民・団体等が実施する文化活動の支援、文化活動に触れる機会の提供を図ってまいります。具体的には(1)にあります「あだちアートリンクカフェ」の新規事業として、CSR活動を希望する企業、文化事業を予定している施設等とアーティストとの出会いの場を提供いたします。

また、区内施設を活用した(8)のコンサートinミュージアムの実施施設の増、子どもの貧困対策の一環として、コンサートや楽器体験の機会が少ない児童・生徒を対象とした(10)の児童福祉施設でのアウトリーチコンサートの実施を計画しております。

次に、生涯学習スポーツ事業ですが、この事業では、地域で活動する人材の発掘・育成と活動の支援を目的として事業を構築しています。具体的には子どもに対する活動を行うボランティアの育成支援のため(1)養成講座から(2)スキルアップ講座、(4)(5)と活動支援に係る講座といった一連の流れのある事業として構築しております。

続きまして、主な收支予算について説明いたします。3ページをご覧ください。説明には、科目欄のとがった括弧の番号を使用いたします。

3ページは公社の収入になります。経常収益でございます。

〈1〉基本財産受取利息ですが、前年度比較増減で137万円減となっております。

〈3〉〈5〉〈13〉の利息も対前年度マイナスになって

おりますが、これは低金利による利息収入の減によるものです。

〈8〉受託事業収益が382万円余の減となっておりますが、これは平成29年度に夏休みが増えたため、放課後子ども教室の開催日数が減ったことによる、スタッフの報酬の減等によるものです。

〈10〉受取区補助金が1,327万円余の増となっておりますが、これは区職員給与の改定に準じた公社職員の給与改定によるものです。

以上の結果、〈16〉30年度の公社の経常収益、収入でございますが、合計で5億5,636万6,000円を計上いたしました。

4ページをお開きください。公益目的事業会計の支出の経常費用です。

〈17〉から〈19〉までの対前年度増は、給与改定によるものです。

〈20〉退職給付費用の422万円余の増は、早期退職者の退職金の割増分を計上したことによるものです。

〈32〉委託費、326万円余の増は、公社ホームページのリースに伴う改修費用の増です。

以上の結果〈35〉事業会計の費用の合計は5億535万3,000円を計上いたしました。

5ページの収益事業等会計ですが、30年度は収益事業を実施しませんので計上はございません。

6ページをお開きください。法人の管理運営経費であります法人会計の経常費用です。

〈71〉諸謝金の35万円の増は、30年度に予定している公社事務システムの改修に伴い、新たに学識経験者等を構成員として、個人情報保護委員会を構成したことによる報酬の計上によるものです。

〈72〉委託費の460万円余の増は、リースに伴う公社システムの改修費用、500万円余の増等によるものです。

以上の結果、〈76〉管理費用の経常費用の合計は、5,641万1,000円を計上いたしました。

この結果、事業費と管理費の合計は、下段の表、〈82〉にございます経常費用計5億6,176万4,000円となりました。

この経常費用合計と、先ほどの経常収益等の差額、53

9万8,000円が平成30年度の公社の赤字となるものでございます。これは公社が保有している一般正味財産から補填いたします。

7ページをご覧ください。中段の表、〈89〉一般正味財産期首残高からこの赤字補填分を引いた〈90〉一般正味財産期末残高が、期末における一般正味財産の額となります。これと基本財産15億円を合わせ、〈94〉正味財産期末残高は17億6,312万2,918円となります。

大変長くなりましたが、以上で公社の事業計画と収支予算の説明を終わらせていただきます。

○教育長 ありがとうございました。

以上の件につきまして、各委員からご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

杉田委員

○杉田委員 放課後子ども教室、全校で開催ということで、とても良いことだと思うのですが、放課後子ども教室の(9)のところ、スタッフの募集案内のところで、これ、実際に募集案内をして、どのくらいの方が応募してくるか、そしてその募集の方法を教えていただけますか。

○教育長 学習事業部長。

○公社学習事業部長 見守りスタッフの件ですけれども、「ときめき」などで周知を図ったりですか、また今申し上げたスタッフパンフレット、あとは個別にその学校ごとにチラシを作つてというような、さまざまな方法で募集をさせていただいております。

それに対して、反応というのは、実際のところなかなか厳しいものがございまして、そういう形プラスあとはそういうものを実際に知人の方ですかにお見せして、口コミのような形でさらにお勧めしたりですか、あとはそういう今回作りましたパンフレットのようなものを、PTA保護者会のほうで用いて、それをご覧いただきながらご説明をしたりということで、それに対する反応のほうも数名ずついただいたりお問い合わせをいただいた方に体験ということで、実際に活動をしてみていただいて、実際の活動につながつていいっているような形で行っております。

○教育長 よろしいですか。

○杉田委員 ありがとうございます。多分、どこもこれ、放

課後子ども教室が成り立っていくには、スタッフが大変重要なポイントなのかなと思ったので、それをどのようにしているのかなというので知りたかったのですが、やはり難しいようですね。口コミというのが一番成功しているのかなと私も思います。ありがとうございました。

○教育長 今回の新しいパンフレットは、参加して楽しいということを前面に出して、実際にスタッフとして働いている方の声がたくさんあるのでおもしろいかなと。そういうところでたくさん来ていただければありがたいなと。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

ないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

ほかにその他で何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第2回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時38分閉会

平成30年第2回  
足立区教育委員会定例会

日 時 平成30年2月8日 木曜日 午後3時00分開議  
会 場 教育委員会室

1 議事日程 頁

日程第1 第5号議案	足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の送付について	1
日程第2 第6号議案	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負 担に関する条例の一部を改正する条例の送付について	12
日程第3 第7号議案	足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則	26
日程第4 第8号議案	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	30
日程第5 第9号議案	足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ことについて	32
日程第6 第10号議案	足立区教育財産の一部用途変更の承認について	35
日程第7	教育長報告	

2 報告事項

- ① 平成30年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社の事業計画及び収支予算につ  
いて 《伊藤 生涯学習振興公社事務局長》 …別冊

3 情報連絡事項

- ① 平成29年度「あだち子ども将棋大会」実施結果について [青少年課]…38  
② 事業実施報告・実施予定 [青少年課]…39  
③ 行事実施結果・実施予定 [生涯学習振興公社]…41

第5号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の送付について

上記の議案を提出する。

平成30年2月8日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年足立区条例第  
60号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「のすべて」を削り、同条第2項第2号中「及び孫」  
を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第  
4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある  
孫

第11条第3項中「額を合計して得た」を削り、同項各号を次のよう  
に改める。

(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族  
6,000円

(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」と  
いう。） 9,000円

第11条第4項中「（第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。）」  
及び「（同項第2号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にあ  
る当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）」を削る。

第12条第1項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に掲げる」を  
「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する」に  
改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合にお

いては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

（1）扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

（2）扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（3）扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第12条に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する特例措置）

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第3項並びに第12条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、改正後の条例第11条第3項第1号中「前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族 10,000円」と、同項中

〔

（2）前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円

〕

とあるのは

「

(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円

(4) 前項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

】

と、改正後の条例第12条第1項中

「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

】

とあるのは

「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

】

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を

受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、「これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く1子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く1子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。

（1） 平成30年度 11,500円

（2） 平成31年度から平成35年度まで 13,000円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く1子が満15歳に達した

日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出は、改正後の条例第12条第1項の規定による届出とみなす。

6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

(提案理由)

幼稚園教育職員の扶養手当に係る扶養親族の区分、支給額等を改めるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

# 第5号議案説明資料

平成30年2月8日

件名	足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の送付について																																							
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課																																							
内 容	<p>1 改正の理由 平成29年特別区人事委員会勧告のうち扶養手当の見直しに伴う条例の改正を行う。</p> <p>2 改正の概要 (1) 扶養手当（第11条・第12条）の改定 配偶者の手当額を減額し、その原資を用いて子の手当額を段階的に引き上げる。欠配一子区分の廃止後は、子の区分を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>現行</th> <th colspan="3">改正</th> </tr> <tr> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31～35年度</th> <th>36年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,700円</td> <td>10,000円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>6,000円</td> <td>7,500円</td> <td>9,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>特定期間</td> <td>10,000円</td> <td>11,500円</td> <td>13,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>欠配一子</td> <td>13,700円</td> <td>10,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特定期間</td> <td>13,700円</td> <td>11,500円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特例対象者</td> <td>13,700円</td> <td>11,500円</td> <td>13,000円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 欠配一子とは、配偶者がいない場合における子のうち1人をいう。</p> <p>3 施行年月日 平成30年4月1日から施行する。</p> <p>4 新旧対照表 別紙のとおり</p>		現行	改正			29年度	30年度	31～35年度	36年度以降	配偶者	13,700円	10,000円	6,000円	6,000円	子	6,000円	7,500円	9,000円	9,000円	特定期間	10,000円	11,500円	13,000円	13,000円	欠配一子	13,700円	10,000円	—	—	特定期間	13,700円	11,500円	—	—	特例対象者	13,700円	11,500円	13,000円	—
	現行		改正																																					
	29年度	30年度	31～35年度	36年度以降																																				
配偶者	13,700円	10,000円	6,000円	6,000円																																				
子	6,000円	7,500円	9,000円	9,000円																																				
特定期間	10,000円	11,500円	13,000円	13,000円																																				
欠配一子	13,700円	10,000円	—	—																																				
特定期間	13,700円	11,500円	—	—																																				
特例対象者	13,700円	11,500円	13,000円	—																																				
今後の方針	平成30年第1回足立区議会定例会へ「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を提出する。																																							

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（案）新旧対照表

改 正 前	第 1 条による改正後（公布の日施行）
(扶養手当)	(扶養手当)
第 1 条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) (省略) (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
	(3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母 (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある兄弟 (5) 重度心身障害者
	(6) 重度心身障害者
	3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1 人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。 (1) 前項第 1 号に掲げる者 <u>1 万 3,700 円</u> (2) 前項第 2 号に掲げる子のうち 1 人（職員に配偶者のない場合に限る。） <u>1 万 3,700 円</u> (3) 前項第 2 号から第 5 号までに掲げる者のうち 2 人（前号に該当する扶養親族を有する場合にあつては、1 人）までのもの <u>6,000 円</u> 田 (4) 前項第 2 号から第 5 号までに掲げる者のうち前 2 号に該当するもの以外のもの <u>6,000 円</u>
	4 扶養親族たる子（第 2 項第 2 号に掲げる子に限る。以下同じ。）のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000 円に特定期間にあつては、当該扶養親族たる子の数（同項第 2 号に該当する子がある場合には、特定期間にあつては、当該扶養親族たる子の数から 1 を減
	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) (省略) (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫 (3) 满 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫 (4) 满 60 歳以上の父母及び祖父母 (5) 满 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある兄弟 (6) 重度心身障害者
	3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1 人につき当該各号に掲げる額とする。 (1) 前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族 <u>6,000 円</u> (2) 前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」とい う。） <u>9,000 円</u>

じた数)を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合は、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) (省略)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第一号に該当する場合を除く。)

2 (省略)

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子

第12条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) (省略)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

2 (省略)

3 扶養手当は、次の各号のいづれかに該当する事が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち

定期間にある子でなかつたものが特定期間にある子となつた場合

に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

付 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する特例措置)

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間ににおけるこの条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第3項並びに第12条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、改正後の条例第11条第3項第1号中「前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族 10,000円」と、同項中「(2)前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）9,000円」とあるのは、「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000円」  
(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円  
(4) 前項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円」と、改正後の条例第12条第1項中「(2) 扶養親族たる要件を次くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を次くに至った場合を除く。）」とあるのは、「(2) 扶養親族たる要件を次くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を次くに至った場合を除く。）  
(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員ととなった場合（前号に該当する場合を除く。）  
(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、同項第3項中「においては、その」とあるの

は「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合には、これらの」と、「その日があるのは「これらの人」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者ないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者がない場合に限る。以下「配偶者を欠く1子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く1子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているもの（配偶者を除く。）が、この条例の施行日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 平成30年度 11,500円  
(2) 平成31年度から平成35年度まで 13,000円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く1子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至つた場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出は、改正後の条例第12条第1項の規定による  
届出とみなす。

6 付則第3項の規定により扶養手当を受ける職員が配偶者を有する  
に至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を次くに  
至つた場合には、これら的事実が生じた日の属する月の翌月（こ  
れらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額  
を改定する。

## 第6号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について  
上記の議案を提出する。

平成30年2月8日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

### 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年足立区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「。ただし、別表第4Bの項中「9,000円」とあるのは「0円」と、「6,000円」とあるのは「0円」とする。」を削り、同条第2項中「Bの項中「3,600円」とあるのは「0円」と、「3,500円」とあるのは「0円」と、同表」、「Bの項中「3,200円」とあるのは「0円」と、「3,100円」とあるのは「0円」と、同表」、「別表第3Bの項中「2,600円」とあるのは「0円」と」及び「Bの項中「9,000円」とあるのは「0円」と、「6,000円」とあるのは「0円」と、同表」を削る。

第6条第2項中「、別表第5Bの項中「3,000円」とあるのは「0円」と」及び「Bの項中「3,000円」とあるのは「0円」と、同表」を削る。

別表第1Bの項中「3,600円」を「0円」に、「3,500円」を「0円」に改め、同表Cの項中「6,700円」を「0円」に、「6,600円」を「0円」に、「6,100円」を「0円」に、「6,000円」を「0円」に改める。

別表第2Bの項中「3,200円」を「0円」に、「3,100円」

を「0円」に改め、同表Cの項中「6,000円」を「0円」に、「5,900円」を「0円」に、「5,500円」を「0円」に、「5,400円」を「0円」に改める。

別表第3Bの項中「2,600円」を「0円」に改め、同表Cの項中「4,800円」を「0円」に、「4,700円」を「0円」に、「4,400円」を「0円」に、「4,300円」を「0円」に改める。

別表第4Bの項中「9,000円」を「0円」に、「6,000円」を「0円」に改め、同表Cの項中「11,100円」を「0円」に、「10,900円」を「0円」に、「8,100円」を「0円」に、「8,000円」を「0円」に改める。

別表第5Bの項中「3,000円」を「0円」に改める。

別表第7B階層の項中「B階層」を「B階層及びC階層」に改め、同表C階層及びD階層第1階層から第14階層までの階層に属する世帯の項中「C階層及び」を削る。

#### 付 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年4月分以後の利用者負担額について適用し、平成30年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

低所得者層に係る利用者負担額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。

## 第 6 号 議 案 説 明 資 料

平成30年2月8日

件 名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について																			
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課 子ども施設入園課																			
内 容	<p>1 改正の理由          平成30年1月11日、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会において、幼稚園、認可保育所、区立認定こども園、小規模保育、家庭的保育等の利用者負担に関する答申が出された。答申内容を踏まえ、条例を改正する。</p> <p>2 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会からの答申内容          (1) 質問事項              教育・保育施設等に係る低所得者層への利用者負担の無償化について          (2) 答申内容（別紙1のとおり）              ア 認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育等              B 階層（住民税非課税世帯）、C 階層（住民税所得割非課税世帯）              について、保育料を無償とすべきである。              イ 幼稚園（認定こども園の幼稚園利用含む）、認証保育所              B 階層、C 階層の保育料無償相当の措置（※）を講じるべきである。              （※）幼稚園、認証保育所は施設で保育料決定し徴収するため、区              から支払われる保護者助成により保育料無償相当の措置を講              じるものとする。</p> <p>3 主な改正内容          利用者負担額のうち、住民税非課税世帯及び住民税所得割非課税世帯に          該当する階層の料金表を0円（無償）に改正する。（別紙2 新旧対照表          のとおり）          (1) 認可保育所、認定こども園（長時間利用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象</th> <th colspan="2">現行（月額）</th> <th rowspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>標準時間</th> <th>短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民税非課税世帯 (B階層)</td> <td>3,600 円</td> <td>3,500 円</td> <td rowspan="2">0 円 (無償)</td> </tr> <tr> <td>住民税所得 割非課税世 帯 (C階層)</td> <td>3歳児 未満 6,700 円</td> <td>6,600 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳児 以上 6,100 円</td> <td>6,000 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			対象	現行（月額）		改正後	標準時間	短時間	住民税非課税世帯 (B階層)	3,600 円	3,500 円	0 円 (無償)	住民税所得 割非課税世 帯 (C階層)	3歳児 未満 6,700 円	6,600 円		3歳児 以上 6,100 円	6,000 円	
対象	現行（月額）		改正後																	
	標準時間	短時間																		
住民税非課税世帯 (B階層)	3,600 円	3,500 円	0 円 (無償)																	
住民税所得 割非課税世 帯 (C階層)	3歳児 未満 6,700 円	6,600 円																		
	3歳児 以上 6,100 円	6,000 円																		

(2) 小規模保育事業、家庭的保育事業（給食実施）0歳～2歳児利用

対象	現行（月額）		改正後
	標準時間	短時間	
住民税非課税世帯 (B階層)	3,200円	3,100円	0円 (無償)
住民税所得割非課税世帯 (C階層)	6,000円	5,900円	

(3) 家庭的保育事業（給食未実施）0歳～2歳児利用

対象	現行（月額）		改正後
	標準時間	短時間	
住民税非課税世帯 (B階層)	2,600円		0円 (無償)
住民税所得割非課税世帯 (C階層)	4,800円	4,700円	

(4) 区立認定こども園（短時間利用）4・5歳児利用

対象	現行（月額）	改正後
住民税非課税世帯 及び 住民税所得割非課税世帯	3,000円	0円 (無償)

4 施行年月日

平成30年4月1日から施行する。

今後の方針

教育委員会で審議の上、第1回区議会定例会に条例改正案を提出する。  
幼稚園、認証保育所の利用者負担については、保護者助成による無償相当の措置を講じる準備を進める。

## 答 申

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会が諮問を受けた項目について、下記のとおり答申する。

平成30年1月11日

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会  
会長 齊藤 多江子

今回の審議において各委員から、①幼児教育は所得状況によらず無償化すべきである、②一定の応能負担は必要ではないか、③幼稚園・保育園など施設種別によらず教育・保育水準及び保護者負担は等しくあるべきである、などの主な意見が出された。（「各委員からの意見」のとおり）

これらをふまえて当審議会としては、低所得世帯を中心とした当面の措置として次のとおり答申する。

### (1) 教育・保育施設

ア 認可保育所・認定こども園

B階層（住民税非課税世帯）、C階層（住民税所得割非課税世帯）について、保育料を無償とすべきである。

イ 幼稚園（認定こども園の幼稚園利用含む）

認可保育所・認定こども園と同様に、B階層、C階層の保育料無償相当の措置（※）を講じるべきである。

### (2) 地域型保育等

ア 小規模保育・家庭的保育等

B階層、C階層について、認可保育所・認定こども園と同様に保育料を無償とすべきである。

イ 認証保育所

小規模保育・家庭的保育と同様に、B階層、C階層の保育料無償相当の措置（※）を講じるべきである。

（※）幼稚園、認証保育所は施設で保育料決定し徴収するため、区から支払われる保護者助成により保育料無償相当の措置を講じるものとする。

## 【各委員からの意見】

以下は審議会において各委員から出された意見を掲出したものであり、必ずしも審議会の結論ではありません。

- 現行の保育料体系についてはこれまでの経緯など理解はしている。しかし国が無償化へと方向転換し、近い将来実現されることが分かっている以上、B階層、C階層の保育料を無償化していくことも理解できる。
- どの施設でも保育料の負担感は平等であるべきだ。区ではできることであれば、国や都へ改善や補助を要望していくべきだ。
- 義務教育の低年齢化の世界的潮流があり、今後幼児教育の無償化が進めば、より教育の中身が重要となり、幼児教育の内容の充実が必要となるだろう。
- 他区との比較では、認可保育所の0歳～2歳は全体的に安く、3歳～5歳の保育料は高い傾向にあると思う。
- B階層、C階層の保育料は、他区と比べて明らかに突出しているため早急に対応すべきである。
- 今回の議論ではB階層、C階層の無償化に特化し、国が近い将来明らかにする無償化の内容を見て、全体的な議論を行うべきである。
- 幼稚園の場合、保育料の無償化を実施しても教材費や給食費の保護者負担が生じているため改善が必要だと思う。
- 幼稚園と違い保育園では保育料に給食費も含まれているが、家庭で子育てをする場合では保護者が負担するものであり、低所得世帯の保育園の保育料が無償化された場合でも給食費は保護者負担とするべきではないか。
- 保育料以外にかかる給食費や教材費が高いとして幼稚園ではなく保育園が選ばれているならば、待機児童は解消しない。幼稚園のこうした費用も無償化して待機児童の解消へつなげていくべきである。
- 高所得世帯の保育料負担が他区に比べて低いと感じるため、もう少し負担してもらってもよいのではないか。
- 足立区は「子育てしやすい区」と広報しているのだから、若い子育て世代に対して手厚くしていく方がよいと思う。
- 無償化の時期が遅い。保育のサービス内容を保護者はシビアに他区との比較を行っており、足立区としてはB階層、C階層の無償化は最低限実施すべきである。
- 保育施設に入れないから他区に引っ越すという保護者が自分の周りにいる。B階層、C階層が高いことを初めて知ったが、選ばれる区になるには改善すべきだ。
- 無償化が進めば、子どもを預ける保護者が増え待機児童を増やす結果となるため、B階層、C階層は迅速に実施するにしても、すべての階層を無償化すればよいわけではないと思う。
- 保育園と幼稚園との連携は難しいと思うため、区独自で保育園と幼稚園の機能を合せた「こども園」を増設していくべきだ。また施設を介して役所は虐待や貧困家庭などに手を差し伸べていき、子育て世帯をサポートしていくべきだ。

## 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する規定を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

現行	改正案
○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例 平成27年3月19日条例第37号	○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例 平成27年3月19日条例第37号
改正 平成28年3月25日条例第33号 平成28年6月23日条例第50号 平成29年6月23日条例第31号	改正 平成28年3月25日条例第33号 平成28年6月23日条例第50号 平成29年6月23日条例第31号
足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例を公布する。	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例を公布する。
足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例を公布する。	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例を公布する。
第1条から第3条 省略 (特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額)	第1条から第3条 省略 (特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額)
第4条 利用者負担額は、利用する施設及び事業ごとに別表第1から別表第6までに定めるところとする。ただし、これらの表に定める利用者負担額が法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額（以下「政令額」という。）を超えることとなる場合は、政令額を上限とする。	第4条 利用者負担額は、利用する施設及び事業ごとに別表第1から別表第6までに定めるところとする。ただし、これらの表に定める利用者負担額が法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額（以下「政令額」という。）を超えることとなる場合は、政令額を上限とする。
(保育の利用における利用者負担額の調整)	(保育の利用における利用者負担額の調整)
第5条 前条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（以下この項において「対象施設等」という。）を2人以上の支給認定子ども（現に対象施設等を利用しているものに限る。以下この条及び次条において同じ。）が利用しているもの（以下この条において「当該世帯」という。）であって、かつ、当該世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子ども	第5条 前条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（以下この項において「対象施設等」という。）を2人以上の支給認定子ども（現に対象施設等を利用しているものに限る。以下この条及び次条において同じ。）が利用しているもの（以下この条において「当該世帯」という。）であって、かつ、当該世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子ども

うち2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る支給認定子ども（以下「2号又は3号認定子ども」という。）である場合の当該子ども利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該子どもが特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園（長時間利用）に限る。）、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を利用する場合 別表第7に定める額
- (2) 当該子どもが居宅訪問型保育事業を利用する場合 別表第4に定める額に0.5を乗じて得た額

---

2 前項の規定にかかわらず、2号又は3号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあつた月の属する年度分。ただし、当該特定教育・保育等のあつた月が4月から8月までの場合は前年度分とする。以下同じ。）が77,101円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該利用者が属する世帯における最も出生が早い2号又は3号認定子ども利用者負担額は、別表第1から別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、別表第1Bの項中「3,600円」とあるのは「0円」と、別表第1Bの項中「3,500円」とあるのは「0円」と、「3,500円」とあるのは「0円」と、同表D4の項中「12,600円」とあるのは「6,000円」と、「12,400円」とあるのは「6,000円」と、「12,100円」とあるのは「6,000円」と、「14,400円」と、同表D5の項中「14,600円」とあるのは「6,000円」と、「14,400円」とあるのは「6,000円」と、「14,100円」とあるのは「6,000円」と、「13,900円」とあるのは「6,000円」と、「13,200円」とあるのは「6,000円」と、「13,100円」とあるのは「0円」と、「13,100円」とあるのは「0円」と、「12,900円」とあるのは「6,000円」と、「12,700円」とあるのは「6,000円」と、「12,500円」とあるのは「6,000円」と、別表第3Bの項中「2,600円」とあるのは「0円」と、別表第4Bの項中「9,000円」とあるのは「0円」と、「6,000円」とあるのは「6,000円」とあるのは「12,300円」とあるのは「6,000円」と、「12,100円」とあるのは「6,000円」とあるのは「12,300円」とあるのは「6,000円」と、「12,100円」とあるのは「6,000円」と、「12,000円」とあるのは「6,000円」と、「12,700円」とあるのは「6,000円」と、「12,500円」とあるのは「6,000円」と、別表第4

うち2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る支給認定子ども（以下「2号又は3号認定子ども」という。）である場合の当該子ども利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該子どもが特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園（長時間利用）に限る。）、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を利用する場合 別表第7に定める額
- (2) 当該子どもが居宅訪問型保育事業を利用する場合 別表第4に定める額に0.5を乗じて得た額

---

前項の規定にかかわらず、2号又は3号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあつた月の属する年度分。ただし、当該特定教育・保育等のあつた月が4月から8月までの場合は前年度分とする。以下同じ。）が77,101円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該利用者が属する世帯における最も出生が早い2号又は3号認定子ども利用者負担額は、別表第1から別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、別表第1 D 4の項中「12,600円」とあるのは「6,000円」と、「12,400円」とあるのは「6,000円」と、「12,100円」とあるのは「6,000円」と、同表D 5の項中「14,600円」とあるのは「6,000円」と、「14,400円」とあるのは「6,000円」と、「14,100円」とあるのは「6,000円」と、「13,900円」とあるのは「6,000円」と、「13,200円」とあるのは「6,000円」と、「13,100円」とあるのは「0円」と、「12,900円」とあるのは「6,000円」と、「12,700円」とあるのは「6,000円」と、「12,500円」とあるのは「6,000円」と、別表第4

D 2の項中「13,100円」とあるのは「6,000円」と、「12,900円」とあるのは「6,000円」と、「12,700円」とあるのは「6,000円」と、「12,500円」とあるのは「6,000円」と、別表第4

<p>円」と、同表D 3 の項目中「14,400円」とあるのは「6,000円」と、「14,200円」とあるのは「6,000円」と、同表D 4 の項目中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、「16,500円」とあるのは「6,000円」と、「16,300円」とあるのは「6,000円」と、「16,000円」と、「16,700円」とあるのは「9,000円」と、「19,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「6,000円」と、「18,800円」とあるのは「6,000円」と、「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「6,000円」と、「21,300円」とあるのは「6,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「6,000円」と、「23,900円」とあるのは「6,000円」とする。</p>	<p>3 前条本文の規定にかかわらず、当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子どもたち3人目以降の子どもが2号又は3号認定子どもである場合の当該子ども利用者負担額は、無料とする。</p>	<p>(教育の利用における利用者負担額の調整)</p> <p>第6条 第4条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、小学校1学年から3学年までの子ども又は特定教育・保育施設、認可外保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用する支給認定子どもが2人以上いるもの(以下この条において「当該世帯」という。)であって、かつ、当該世帯内で最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子ども(以下「1号認定子ども」が法第19条第1項第1号に係る支給認定子ども(以下「1号認定子ども」という。)である場合の当該子ども利用者負担額は、利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が77,101円未満である、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該利用者が属する世帯における最も出生が早い1号認定子ども利用者負担額は、別表第5又は別表第6に定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、別表第5Bの項</p>
	<p>2 前項の規定にかかわらず、1号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が77,101円未満である、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該利用者が属する世帯における最も出生が早い1号認定子ども利用者負担額は、別表第5又は別表第6に定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、別表第5Bの項</p>	

中「3,000円」とあるのは「0円」と、別表第6 Bの項中「3,000円」とあるのは「0円」と、同表C 1の項中「14,100円」とあるのは「3,000円」とする。

3 当該世帯内で、最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どもたち3人目以降の子どもが1号認定子どもである場合の当該子ども利用者負担額は、無料とする。

第6条の2から第14条 省略  
付則第1条から第12条 省略

別表第1 (第4条関係)

認可保育所・認定こども園(長時間利用)・認可外保育施設

階層	階層区分の定義	利用者負担額(月額)					
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	保育標準時間	保育標準時間	保育標準時間
A 生活保護適用中の世帯	0円 0円 0円						
B A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯	3,600円 3,500円 3,600円	3,600円 3,500円 3,600円	3,500円 3,500円 3,600円	3,600円 3,500円 3,600円	3,500円 3,500円 3,600円	3,600円 3,500円 3,600円	3,500円 3,500円 3,600円
C A階層を除き、特別区(市町村)民税均等割のみ課税世帯	6,700円 6,600円 6,100円	6,700円 6,600円 6,100円	6,600円 6,600円 6,100円				
D 1 A階層を1円以上除き、特上別区(市)	24,999円 7,200円 7,100円 6,800円						

、別表第6 C 1の項中「14,100円」とあるのは「3,000円」とある。

3 当該世帯内で、最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どもたち3人目以降の子どもが1号認定子どもでもある場合の当該子ども利用者負担額は、無料とする。

第6条の2から第14条 省略  
付則第1条から第12条 省略

別表第1 (第4条関係)

階層	階層区分の定義	利用者負担額(月額)					
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	保育標準時間	保育標準時間	保育標準時間
A 生活保護適用中の世帯	0円 0円 0円						
B A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯	0円 0円 0円						
C A階層を除き、特別区(市町村)民税均等割のみ課税世帯	0円 0円 0円						
D 1 A階層を1円以上除き、特上別区(市)	24,999円 7,200円 7,100円 6,800円						

町村) 民税以下 課税世帯				
------------------	--	--	--	--

別表第2(第4条関係)  
小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(給食実施)

階層	階層区分の定義	利用者負担額(月額)			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯	3,200円	3,200円	3,100円	3,200円
C	A階層を除き、特別区(市町村)民税均等割のみ課税世帯	5,900円	5,500円	5,400円	5,400円
D	A階層を1円以上得割課税世帯	6,400円	6,100円	6,000円	6,100円

別表第3(第4条関係)  
小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(給食未実施)

階層	階層区分の定義	利用者負担額(月額)
----	---------	------------

別表第2(第4条関係)  
小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・事業所内保育事業(給食実施)

階層	階層区分の定義	利用者負担額(月額)			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き、特別区(市町村)民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	0円	0円
D	A階層を1円以上得割課税世帯	6,500円	6,400円	6,100円	6,000円

別表第3(第4条関係)  
小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(給食未実施)

階層	階層区分の定義	利用者負担額(月額)
----	---------	------------

層	3歳未満児				3歳児				4歳以上児			
	保育標準時間	保育短時間										
A 生活保護適用中の世帯	0円											
B A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯	2,600円											
C A階層を除き、特別区(市町村)民税均等割のみ課税世帯	4,800円	4,700円	4,400円	4,300円								
D A階層を1円以下除き、特別上区(市町村)民税均等割得割課税世帯	5,200円	5,100円	4,900円	4,800円								

別表第4(第4条関係)  
居宅訪問型保育事業

階層	階層区分の定義				利用者負担額(月額)			
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A 生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	0円	0円	0円	0円

階層	階層区分の定義				利用者負担額(月額)			
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A 生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	0円	0円	0円	0円

層	3歳未満児				3歳児				4歳以上児			
	保育標準時間	保育短時間										
A 生活保護適用中の世帯	0円											
B A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯	2,600円											
C A階層を除き、特別区(市町村)民税均等割のみ課税世帯	4,800円	4,700円	4,400円	4,300円								
D A階層を1円以下除き、特別上区(市町村)民税均等割得割課税世帯	5,200円	5,100円	4,900円	4,800円								

税世帯				
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	11,100円	10,900円	8,100円
D 1	A階層を除き、特別区（市町村）民12,199円以下課税所得割課税世帯	13,200円	13,000円	10,200円

別表第 5 (第 4 条関係)  
公立幼稚園・公立認定こども園 (短時間利用)

階層	階層区分の定義	利用者負担額 (月額)
A	生活保護適用中の世帯	0円
B	特別区（市町村）民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯	3,000円
C	特別区（市町村）民税所得割課税世帯	6,000円

別表第 6 省略  
別表第 7 (第 5 条関係)

階層区分	適用される額
B階層	0円
C階層及びD階層	別表第 1、別表第 2 又は別表第 3 に定める額に0.5を乗じて得た額
D階層	別表第 15階層から第19階層までの階層に属する世帯に属する世帯
	別表第 1、別表第 2 又は別表第 3 に定める額に0.6を乗じて得た額

別表第 8 から別表第 11 省略  
(施行期日等)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 5 (第 4 条関係)  
公立幼稚園・公立認定こども園 (短時間利用)

階層	階層区分の定義	利用者負担額 (月額)
A	生活保護適用中の世帯	0円
B	特別区（市町村）民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯	0円
C	特別区（市町村）民税所得割課税世帯	6,000円

階層	階層区分の定義	利用者負担額 (月額)
A	生活保護適用中の世帯	0円
B	特別区（市町村）民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯	0円
C	特別区（市町村）民税所得割課税世帯	6,000円

別表第 6 省略  
別表第 7 (第 5 条関係)

階層区分	適用される額
B階層及びC階層	0円
D階層	別表第 1 階層から第14階層までの階層に属する世帯に属する世帯に定める額に0.5を乗じて得た額
D階層	別表第 15階層から第19階層までの階層に属する世帯に属する世帯に定める額に0.6を乗じて得た額

別表第 8 から別表第 11 省略  
(施行期日等)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年4月分以後の利用者負担額について適用し、平成30年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

## 第7号議案

足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成30年2月8日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

足立区学校運営協議会規則（平成16年足立区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「協働し」を「協働・協創により」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### （提案理由）

足立区自治基本条例の改正に伴い、規則改正する必要があるので、この規則案を提出いたします。

## 第 7 号 議 案 説 明 資 料

平成 30 年 2 月 8 日

件 名	足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部教育政策課
	<p>1. 改正の理由 足立区自治基本条例の一部改正に伴う文言修正。</p> <p>2. 主な改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） 第2条第1項第3号中「協働し」を「協働・協創により」に改める。</p> <p>3. 施行年月日 平成 30 年 4 月 1 日</p>
内 容	
今後の方針	施行年月日 平成 30 年 4 月 1 日

足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
○足立区学校運営協議会規則 平成16年10月15日教育委員会規則第16号 足立区教育委員会 改正	○足立区学校運営協議会規則 平成16年10月15日教育委員会規則第16号 足立区教育委員会
平成23年10月17日教育委員会規則第26号 平成29年8月10日 教育委員会規則第14号 足立区学校運営協議会規則を公布する。	平成23年10月17日教育委員会規則第26号 平成29年8月10日 教育委員会規則第14号 足立区学校運営協議会規則を公布する。
足立区学校運営協議会規則 第1条 (省略)	足立区学校運営協議会規則 第1条 (現行のとおり) (設置)
第2条 足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域に信頼される学校づくりを実現するため、区立学校、区立認定こども園（以下「学校」と総称する。）の学校運営に関する機関として、次の各号に掲げる事項を達成できると認められる場合に、足立区立の小学校及び中学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、協議会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な運営を図る必要があると認めると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。 (1) 教育方針等、学校運営に地域のニーズを的確に反映すること。 (2) 地域の創意工夫の導入、特色のある学校づくりを推進すること。 (3) 保護者や地域住民が学校と <u>協働・協創</u> により、責任をもつて学校づくりを進めること。	第2条 足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域に信頼される学校づくりを実現するため、区立学校、区立認定こども園（以下「学校」と総称する。）の学校運営に関する機関として、次の各号に掲げる事項を達成できると認められる場合に、足立区立の小学校及び中学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、協議会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な運営を図る必要があると認めると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。 (1) 教育方針等、学校運営に地域のニーズを的確に反映すること。 (2) 地域の創意工夫の導入、特色のある学校づくりを推進すること。 (3) 保護者や地域住民が学校と <u>協働・協創</u> により、責任をもつて学校づくりを進めること。
2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ当該学校の校長と開かれた学校づくり協議会会长の意見を聴取することができる。	2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ当該学校の校長と開かれた学校づくり協議会会长の意見を聴取することができる。
3 教育委員会は、第1項により協議会を置くときには、協議会を設置する学校（以下「対象学校」という。）の校長に対して協議会を設置する旨を通知するものとする。	3 教育委員会は、第1項により協議会を置くときには、協議会を設置する学校（以下「対象学校」という。）の校長に対して協議会を設置する旨を通知するものとする。

改正前	改正後
第3条～第18条（省略）	第3条～第18条（現行のとおり）

付 則 (省略)

付 則 (現行のとおり)

付 則 (平成30年2月8日教委規則第〇号抄)  
(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 第8号議案

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則  
上記の議案を提出する。

平成30年2月8日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則  
足立区地域学習センター条例施行規則（平成13年足立区教育委員会  
規則第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「2人以内」を「4人以内」に改める。

### 付 則

この規則は、平成30年2月8日から施行する。

### （提案理由）

生涯学習関連施設のうち単独スポーツ施設を含む年度の選定  
においては、スポーツを専門とする学識経験者を追加し選定の  
公平性を図る必要があるので、この規則案を提出いたします。

## 第8号議案説明資料

平成30年2月8日

件名	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内容	<p>1 改正の理由 生涯学習関連施設のうち単独スポーツ施設を含む年度の選定においては、スポーツを専門とする学識経験者を追加し選定の公平性を図る必要があるため。</p> <p>2 主な内容 足立区地域学習センター条例施行規則（平成13年足立区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。 第15条第1項第1号中「2人以内」を「4人以内」に改める。 付 則 この規則は、平成30年2月8日から施行する。</p>
今後の方針	施行年月日 議決日から施行する

## 第9号議案

足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて  
上記の議案を提出する。

平成30年2月8日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて  
下記のとおり教育財産の買入に関し区長に申し出ることとする。

記

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 1 取得の目的  | (仮称) 足立区立江北・高野小学校用地               |
| 2 財産の所在  | 足立区江北四丁目1255番1、1255番9、<br>1255番10 |
| 3 財産の種類  | 土地                                |
| 4 財産の数量  | 12,500.72m <sup>2</sup>           |
| 5 予定価格   | 金3,750,216,000円                   |
| 6 財産の所有者 | 東京都                               |

### (提案理由)

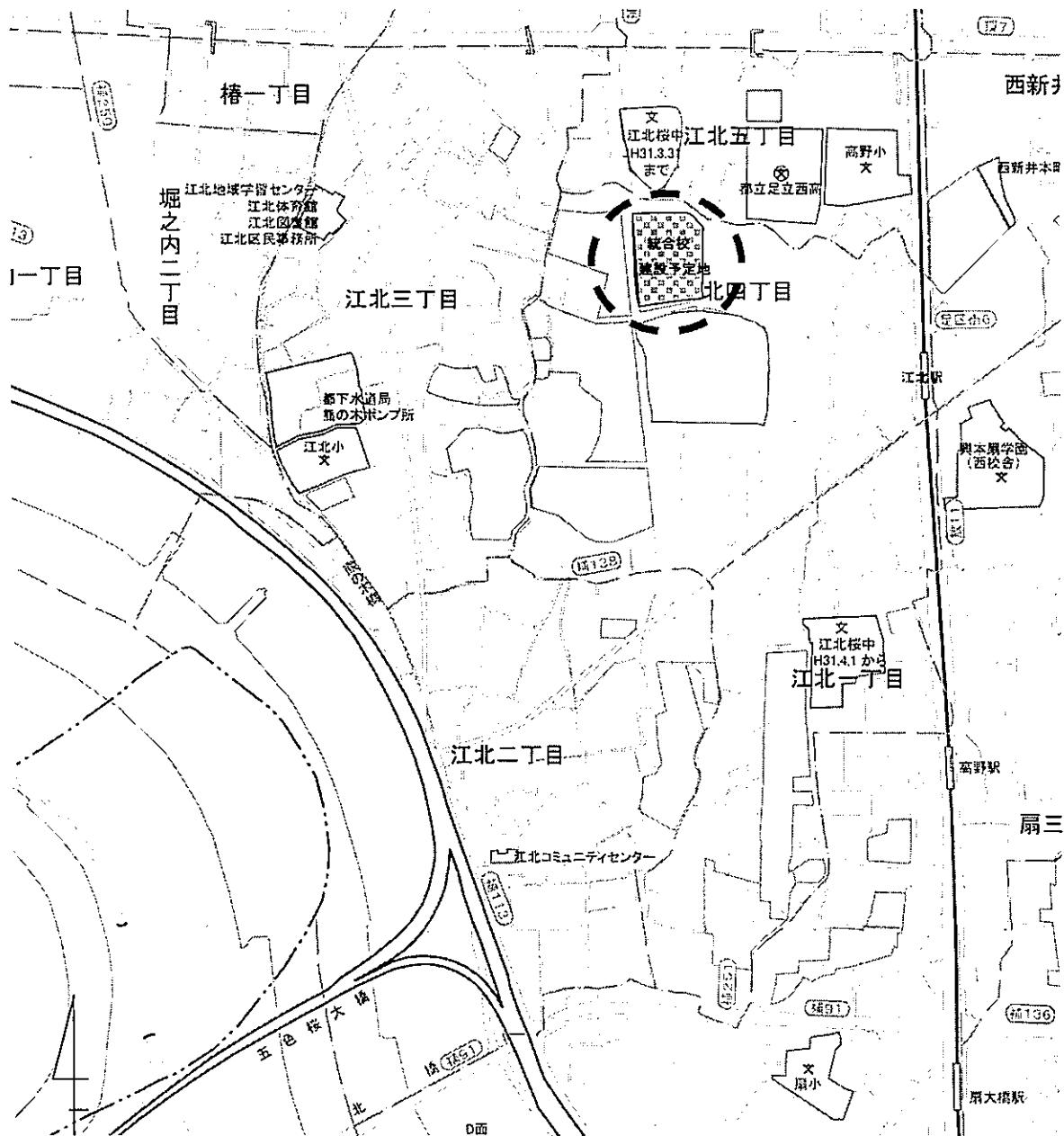
当地は足立区立江北小学校および高野小学校の統合校の用地として  
取得する必要があるので、この案を提出いたします。

## 第9号議案説明資料

平成30年2月8日

件名	足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて																		
所管部課名	学校教育部学校適正配置担当課、学校施設課、学校改築担当課																		
内 容	<p>1 目的 足立区立江北小学校および高野小学校の統合校の用地購入</p> <p>2 財産の表示</p> <table> <tr> <td>(1) 取得の目的</td><td>(仮称) 足立区立江北・高野小学校用地</td></tr> <tr> <td>(2) 財産の所在</td><td>足立区江北四丁目1255番1、1255番9、 1255番10(別紙案内図参照)</td></tr> <tr> <td>(3) 財産の種類 及び数量</td><td>土地 12,500.72m<sup>2</sup> (公園用地約740m<sup>2</sup>を含む)</td></tr> <tr> <td>(4) 予定価格</td><td>金3,750,216,000円 ※公共減額適用の場合(減額率1/2) 金1,875,108,000円</td></tr> <tr> <td>(5) 財産の所有者</td><td>東京都</td></tr> </table> <p>3 これまでの経緯</p> <table> <tr> <td>平成25年8月</td><td>江北小学校に統合校を設置する実施計画案を策定、公表する。</td></tr> <tr> <td>平成26年9月</td><td>江北地区の団体から当該用地での統合校設置の要望が出され、以後、検討を重ねる。</td></tr> <tr> <td>平成29年8月</td><td>統合校の位置の比較・再検討結果および当該用地の取得意思を足立区議会文教委員会にて報告する。</td></tr> <tr> <td>平成29年9月</td><td>東京都から都有地活用の照会があり、当該用地の活用意向を伝える。また、当該用地に統合校を設置する実施計画案を策定、公表する。</td></tr> </table> <p>4 財産の取得予定 平成30年9月下旬</p>	(1) 取得の目的	(仮称) 足立区立江北・高野小学校用地	(2) 財産の所在	足立区江北四丁目1255番1、1255番9、 1255番10(別紙案内図参照)	(3) 財産の種類 及び数量	土地 12,500.72m <sup>2</sup> (公園用地約740m <sup>2</sup> を含む)	(4) 予定価格	金3,750,216,000円 ※公共減額適用の場合(減額率1/2) 金1,875,108,000円	(5) 財産の所有者	東京都	平成25年8月	江北小学校に統合校を設置する実施計画案を策定、公表する。	平成26年9月	江北地区の団体から当該用地での統合校設置の要望が出され、以後、検討を重ねる。	平成29年8月	統合校の位置の比較・再検討結果および当該用地の取得意思を足立区議会文教委員会にて報告する。	平成29年9月	東京都から都有地活用の照会があり、当該用地の活用意向を伝える。また、当該用地に統合校を設置する実施計画案を策定、公表する。
(1) 取得の目的	(仮称) 足立区立江北・高野小学校用地																		
(2) 財産の所在	足立区江北四丁目1255番1、1255番9、 1255番10(別紙案内図参照)																		
(3) 財産の種類 及び数量	土地 12,500.72m <sup>2</sup> (公園用地約740m <sup>2</sup> を含む)																		
(4) 予定価格	金3,750,216,000円 ※公共減額適用の場合(減額率1/2) 金1,875,108,000円																		
(5) 財産の所有者	東京都																		
平成25年8月	江北小学校に統合校を設置する実施計画案を策定、公表する。																		
平成26年9月	江北地区の団体から当該用地での統合校設置の要望が出され、以後、検討を重ねる。																		
平成29年8月	統合校の位置の比較・再検討結果および当該用地の取得意思を足立区議会文教委員会にて報告する。																		
平成29年9月	東京都から都有地活用の照会があり、当該用地の活用意向を伝える。また、当該用地に統合校を設置する実施計画案を策定、公表する。																		
今後の方針	資産管理部あて用地の取得に関する依頼を行う。																		

江北小学校と高野小学校の統合校建設予定地  
(都住建替創出用地 江北四丁目21番)



第10号議案

足立区教育財産の一部用途変更の承認について  
上記の議案を提出する。

平成30年2月8日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区教育財産の一部用途変更の承認について  
下記のとおり教育財産の一部用途変更を承認する。

記

1 用途変更する教育財産

名 称	新田小学校
所 在 地	東京都足立区新田二丁目14-11
種 類	土 地
面 積	63.25 m <sup>2</sup>
用途変更の日	本案議決後処理する。

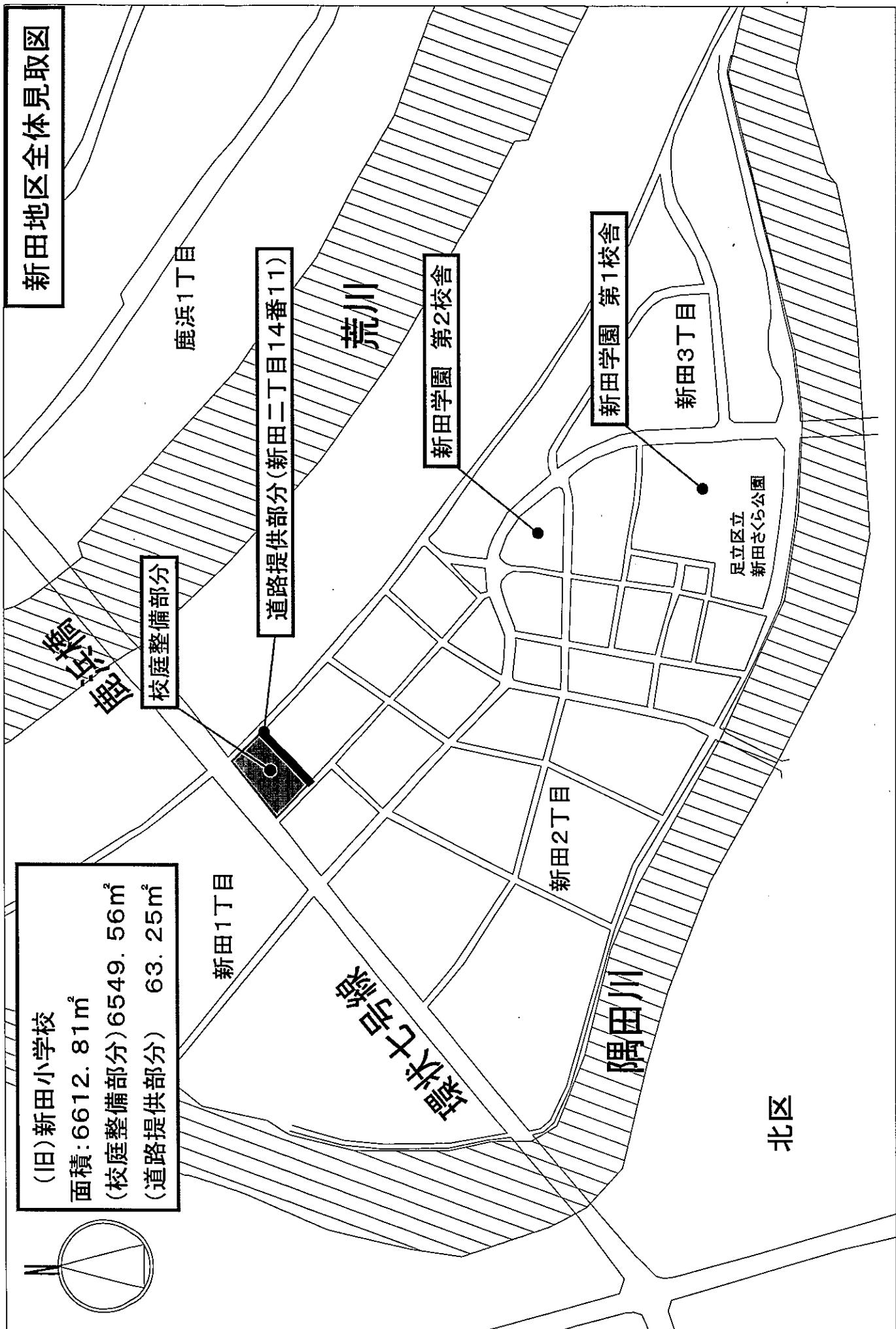
(提案理由)

新田小学校敷地の一部を道路敷として提供するため、都市建設部道路管理課に財産の一部を所管換えする必要があるので、この案を提出いたします。

## 第 1 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 30 年 2 月 8 日

件 名	足立区教育財産の一部用途変更の承認について														
所管部課名	学校教育部学校施設課														
内 容	<p>1 提案の理由</p> <p>新田地区の開発に伴う新田学園の児童・生徒数の増加により、運動施設が不足し、今後、体育授業の必要時数が確保できないことが見込まれている。本件用地は、平成 28 年第 8 回足立区教育委員会定例会にて教育財産としての用途廃止の承認を受けたが、新田学園の運動施設を確保するため、その決定を変更し、新田学園第二校庭として整備する予定である。</p> <p>校庭整備に先立ち、(旧)新田小学校用地の一部(南東側敷地)を道路敷として提供するため、都市建設部道路管理課に財産の一部を所管換える必要があるので、この案を提出する。</p> <p>2 新田学園第二校庭の概要(予定)</p> <table> <tbody> <tr> <td>土地面積</td> <td>6549.56 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>設備内容</td> <td>人工芝敷設、更衣室棟、バスロータリー(児童送迎用) 等</td> </tr> <tr> <td>今後の予定</td> <td>2018年度(平成30年度) 工事設計 2019年度(平成31年度) 工事開始 2020年度 工事完了・運用開始</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 用途を変更する財産</p> <table> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>新田小学校</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>足立区新田二丁目 14-11</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>63.25 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	土地面積	6549.56 m <sup>2</sup>	設備内容	人工芝敷設、更衣室棟、バスロータリー(児童送迎用) 等	今後の予定	2018年度(平成30年度) 工事設計 2019年度(平成31年度) 工事開始 2020年度 工事完了・運用開始	名称	新田小学校	所在地	足立区新田二丁目 14-11	種類	土地	数量	63.25 m <sup>2</sup>
土地面積	6549.56 m <sup>2</sup>														
設備内容	人工芝敷設、更衣室棟、バスロータリー(児童送迎用) 等														
今後の予定	2018年度(平成30年度) 工事設計 2019年度(平成31年度) 工事開始 2020年度 工事完了・運用開始														
名称	新田小学校														
所在地	足立区新田二丁目 14-11														
種類	土地														
数量	63.25 m <sup>2</sup>														
今後の方針	教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途変更について協議し、資産管理部に引き継ぐ。														



## 教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成30年2月8日

件 名	平成29年度「あだち子ども将棋大会」の実施結果について																											
所管部課名	子ども家庭部 青少年課																											
内 容	1 日 時 平成30年1月27日（土）8:30～12:20 2 会 場 足立区立千寿本町小学校体育館 3 対戦方法 3人一組による団体戦 予選2試合の成績により4つのトーナメントを実施 4 対象・参加者数 小学生・27校 60チーム 176人 5 運営方法 予選・トーナメント及び指導対局については、公益社団法人 日本将棋連盟派遣のプロ棋士、指導棋士等による審判・指導により実施 6 対戦結果																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>トーナメント</th> <th>王 将</th> <th>飛 車</th> <th>角 行</th> <th>金 将</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優 勝</td> <td>亀田</td> <td>西伊興 C</td> <td>島根 A</td> <td>青井</td> </tr> <tr> <td>準優勝</td> <td>千寿本町 C</td> <td>竹の塚 A</td> <td>島根 D</td> <td>長門 B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3位</td> <td>千寿双葉</td> <td>梅島 B</td> <td>渕江 B</td> <td>足立 B</td> </tr> <tr> <td>渕江 A</td> <td>平野 C</td> <td>千寿第八 A</td> <td>平野 A</td> </tr> </tbody> </table>					トーナメント	王 将	飛 車	角 行	金 将	優 勝	亀田	西伊興 C	島根 A	青井	準優勝	千寿本町 C	竹の塚 A	島根 D	長門 B	第3位	千寿双葉	梅島 B	渕江 B	足立 B	渕江 A	平野 C	千寿第八 A	平野 A
トーナメント	王 将	飛 車	角 行	金 将																								
優 勝	亀田	西伊興 C	島根 A	青井																								
準優勝	千寿本町 C	竹の塚 A	島根 D	長門 B																								
第3位	千寿双葉	梅島 B	渕江 B	足立 B																								
	渕江 A	平野 C	千寿第八 A	平野 A																								
※王将トーナメント → 予選2勝（○○）チーム 飛車トーナメント → 予選1勝1敗（○×）チーム 角行トーナメント → 予選1勝1敗（×○）チーム 金将トーナメント → 予選2敗（××）チーム																												
今後の方針																												

## 教育委員会情報連絡 事業実施報告（1月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習センター他	12人
	毎週水・土曜日（7回）	東京未来大福祉保育専門学校	6人
	第1・3土曜日（2回）	佐野住区センター	2人
成人の日の集い	8日（月）	東京武道館	3,860人
星空観察講座	13日（土）	ギャラクシティ	13人
	27日（土）		15人
ブロック講座	13日（土）	ギャラクシティ	10人
	14日（日）		13人
	27日（土）		10人
Gユニワークショップ	13日（土）	ギャラクシティ	35人
ドラムサークル	13日（土）	ギャラクシティ	60人
サイエンスラボ ボット講座	14日（日）	ギャラクシティ	10人
ギター講座	14日（日）	ギャラクシティ	5人
紙芝居講座	16日（火）	ギャラクシティ	7人
あそびのフリマ	20日（土）	アリオ西新井	180人
サイエンスラボ スペース シュミレーターコース	20日（土）	ギャラクシティ	5人
キャンプの達人	21日（日）	宮城ゆうゆう公園	7人
科学工作講座	21日（日）	ギャラクシティ	10人
あだち子ども将棋大会	27日（土）	千寿本町小学校	176人
ジニアリーダースーパー研修会	28日（日）	ギャラクシティ	15人
講師助手講座	29日（月）	ギャラクシティ	7人

教育委員会情報連絡 事業実施予定（2月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（8回）	新田地域学習センター他	20人
	毎週水・土曜日（8回）	東京未来大 福祉保育専門学校	10人
	第1・3 土曜日（2回）	神明住区センター	5人
ギター講座	4日（日）	ギャラクシティ	5人
G ユニワークショップ	10日（土）	ギャラクシティ	20人
サイエンスラボ 星空観察講座	10日（土）	ギャラクシティ	10人
あだち日曜教室	12日（月）	ギャラクシティ	46人
サイエンスラボ 科学ブロックくらぶ	17日（土） 18日（日） 24日（土）	ギャラクシティ	各10人
サイエンスラボ ポット講座	18日（日）	ギャラクシティ	10人
講師助手講座	19日（月）	ギャラクシティ	10人
紙芝居講座	20日（火）	ギャラクシティ	10人
ミニプラ投映	24日（土）	ギャラクシティ	150人
星空撮影講座	24日（土）	ギャラクシティ	15人
あだち子ども百人一首大会	24日（土）	帝京科学大学7号館	280人
科学工作講座	25日（日）	ギャラクシティ	10人

# 行事実施結果（1月1日～1月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日 時	行 事 名	時 間	会 場	主催 別	参加人数
1/15（月）	小学校アウトリーチコンサート 事前レクチャー	2限 9:40～10:25 3限 10:45～11:30	高野小学校	主催	55名
1/15（月）	放課後子ども教室体験プログラム 「おはじきサッカー」	14:30～16:00	新田小学校	主催	20名
1/16（火）	放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」	15:30～17:00	寺地小学校	主催	18名
1/19（金）	放課後子ども教室 「新任スタッフ安全管理講習会」	10:00～11:30	生涯学習センター	主催	9名
1/24（水）	放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」	15:00～16:30	花保小学校	主催	21名
1/25（木）	放課後子ども教室体験プログラム 「フラッグ鬼ごっこ」	15:10～16:30	千寿双葉小学校	主催	25名
1/26（金）	第64回あだちアートリンクカフェ 「オーケストラを撮る、見る、魅せる？」	18:30～20:00	東京芸術センター	主催	21名
1/27、2/10、 2/24、3/10、 3/24 各（土） 3/25（日）	足立ジュニア吹奏楽団「プラスキッズ」 ※定期演奏会出演日 3/25(日)14:00～16:00	10:00～12:00	島根小学校 西新井文化ホール	共催 1/27	25名
①1/27（土） ②1/31（水）	足立ジュニア吹奏楽団 練習見学会	①10:00～11:00 ②18:00～19:00	島根小学校	共催	① 10名 ② 2名
1/28（日）	運動あそびリーダー講習会	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	13名
1/31（水）	放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	14:00～15:00	島根小学校	主催	30名
1/31（水）	放課後子ども教室体験プログラム 「フラッグ鬼ごっこ」	15:00～16:00	本木小学校	主催	30名
1/31（水）	放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」	15:00～16:30	花保小学校	主催	32名

# 事実施予定（2月1日～2月28日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日 時	行 事 名	時 間	会 場	主催 別	参加予定人数
2/3 (土)	スポーツコンディショニング講座 ～パフォーマンス向上のための最新コンディショニング論～	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	30名
2/3 (土)	足立ジュニア吹奏楽団 楽団説明会	15:00～16:00	島根小学校	共催	2名
2/4 (日)	コンサート in ミュージアム わたなべ音楽堂<ベルネザール> ～春を寿ぐ江戸の粋～	14:00～15:30	わたなべ音楽堂 <ベルネザール>	主催	50名
2/7 (水)	小学校アウトリーチコンサート	2限 9:40～10:25 4限 11:35～12:20	高野小学校	主催	55名
2/7 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	15:15～16:15	亀田小学校	主催	30名
2/8 (木)	体験プログラム 「読み語りキャラバン in 八千代幼稚園」	10:30～11:15	八千代幼稚園 (梅田1丁目)	主催	50名
1/27、2/10、 2/24、3/10、 3/24 各 (土) 3/25 (日)	足立ジュニア吹奏楽団「プラスキッズ」 ※定期演奏会出演日 3/25(日)14:00～16:00	10:00～12:00	島根小学校 西新井文化ホール	共催	25名
2/15 (火)	放課後子ども教室体験プログラム 「ハンズヒントクラブ 冬の工作」	14:45～16:15	渕江小学校	主催	50名
2/20 (火)	放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」	15:30～17:00	寺地小学校	主催	38名
2/21 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	14:30～15:30	足立小学校	主催	40名
2/21 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」	15:00～16:30	花保小学校	主催	46名
2/24 (土)	足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 島根小学校開かれた学校づくり協議会 主催「もちつき大会」	9:45～10:15	島根小学校	共催	300名
2/28 (水)	おりがみサポーター交流会	10:00～11:45	生涯学習センター	主催	40名

## 平成30年度 当初予算編成のあらまし(概要)

### 1 足立区の予算編成状況

☞P3

「協創力×エリアデザイン つかむ、成長の実感。」

(注)

☞PO…「予算編成のあらまし」  
の参照ページを表示しています。

と名付け、これまでボトルネック的課題解決に向けて取り組んできた様々な施策の成果が徐々に表れ始めてきた中で、「協創力」と「エリアデザイン」により、さらに確実で、かつ成長が実感できるようにするための予算。

#### 【財政規模】

一般会計の総額 2, 768億9千9百万円（前年度比+27億5千8百万円、+1.0%）

#### <主な増減>

大学病院整備事業	+ 70億円	私立保育園運営費助成事業	+ 34億円
国民健康保険特別会計繰出金	△ 49億円	区立中学校の改築事業	△ 23億円

### 2 教育委員会の当初予算編成の状況

◆ 教育委員会の予算総額 559億8, 553万円

(前年度比+10.3億円、+1.9%)

一般会計に占める教育委員会の予算割合 20.2% (前年度 20.0%)

(1) 教育指導部の経常的経費 5億2, 495万円 (前年度比+4, 036万円、+8.3%)

【主な増減要因】校務用ソフトの Windows10 対応に伴う増	+ 2, 096万円
あだち小学生夏休み学習教室の全校実施に伴う増	+ 1, 418万円
小学校図書館支援業務委託年間実施に伴う増	+ 1, 308万円
オリパラ教育推進事業の基準変更に伴う減	△ 490万円

<主要事業> ※下線は所管を移管した事業

① 学力向上対策推進事業(学力定着推進課) ······ 1億9, 898万円

☞P37

- ⇒新規 中学校英語教育推進モデル地区事業 先駆的な中学校英語教育の推進
- ⇒拡充 あだち小学生夏休み学習教室 つまずき解消と学習意欲向上のため、全校実施
- ⇒拡充 大学連携事業 講師の指導訪問回数、留学生交流事業の増
- ⇒拡充 小中連携事業 講師謝礼の増
- ⇒継続事業 教科指導専門員制度、秋田県大仙市との教員交流、そだち指導、中学生補習講座(数学チャレンジ講座)、中1夏季勉強合宿、足立はばたき塾、英語チャレンジ講座、英語マスター講座、英語学力4技能調査、英語教材作成支援等

② 学校の指導事務(教育指導課) ······ 4, 491万円

☞P67

- ⇒新規 学校経営補佐・副校长補佐 副校長の業務負担軽減のために配置
- ⇒継続事業 生活指導員、学習支援員、日本語適応指導講師、交通安全指導員の配置等

③ 教育課題解決への取組事務(教育指導課) ······ 8, 172万円

☞P74

- ⇒継続事業 よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、キャリア教育支援事業等

④ 教育政策管理事務(教育政策課) ······ 1億 817万円

- ⇒継続事業 小学校図書館支援業務委託、学校ホームページ運用支援、中学校図書館支援員の配置、学習支援ボランティア等

(2) 学校運営部の経常的経費 105億3,031万円（前年度比△20.2億円、△16.1%）  
※義務教育施設建設資金積立基金積立金の△20億円を除くと、  
前年度比△2,233万円、△0.2%となる。

【主な増減要因】新入学児童生徒学用品費の単価増に伴う増	+4,828万円
小・中学校AED更新経費	+3,370万円
災害時備蓄食糧購入経費	+2,028万円
小・中学校光熱水費の減	△1億1,882万円

<主要事業> ※下線は所管を移管した事業

- ① 育英資金事業(学務課) . . . . . 3億2,804万円 ☞P72  
⇒大学等入学準備金支援助成、一部償還免除型特例枠の新設
- ② 小・中学校の自然教室(学務課) . . . . . 2億4,513万円  
⇒鋸南自然教室、日光自然教室、魚沼自然教室の継続実施
- ③ 放課後子ども教室の推進(学校支援課) . . . . . 2億3,173万円
- ④ その他の事業 . . . . . ☞P67, 72  
⇒新規災害時備蓄食糧購入 (学校支援課) 帰宅困難となる児童・生徒、教職員の食糧  
⇒拡充小学校就学援助 (学務課) 1年生、6年生への新入学児童生徒学用品費の単価の増

(3) 学校運営部の投資的経費 131億1,968万円（前年度比△2.2億円、△1.6%）

【主な増減要因】 区立小学校の改築事業の増 +16.6億円  
区立中学校の改築事業の減 △23.4億円

<主要事業>

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ① 区立小学校の改築事業 42.3億円 | ③ 区立中学校の改築事業 36.0億円 |
| ② 小学校施設の保全事業 33.4億円 | ④ 中学校施設の保全事業 15.8億円 |

(4) 子ども家庭部の経常的経費 277億7,480万円（前年度比+37億円、+15.4%）

【主な増減要因】 私立保育園の運営費助成事業の増 +9億6,032万円  
地域型保育事業の増 +2億3,786万円  
保育士確保・定着対策事業の増 +3億5,985万円

<主要事業>

- ① 発達障がい児支援事業/養育困難改善事業 . . . . . 2,756万円 ☞P38  
⇒拡充発達支援に関する身近な相談場所の設置・相談員の増員など  
⇒拡充養育困難や虐待のリスクがある要支援家庭のショートステイ利用枠の確保
- ② 教育相談事業(不登校対策事業) . . . . . 2,665万円 ☞P39  
⇒拡充別室登校支援の派遣学校数の増 (20校→30校)
- ③ 待機児ゼロに向けて(「足立区待機児童解消アクション・プラン」に基づく保育施設整備と保育士確保・定着対策/私立保育園等への運営経費助成等) . . . . . 257億4,980万円 ☞P40  
⇒拡充私立保育園の施設整備助成、認証保育所及び小規模保育の整備  
⇒拡充保育士等住居借上げ支援事業補助など

(5) 子ども家庭部の投資的経費 40億3,580万円（前年度比△4.7億円、△10.5%）

<主要事業>

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| ① 私立保育園施設整備助成事業 32.6億円 | ③ 公立保育園の整備事業 3.3億円    |
| ② 保育施設整備事業 2.2億円       | ④ 子ども家庭関係施設改修事業 0.9億円 |

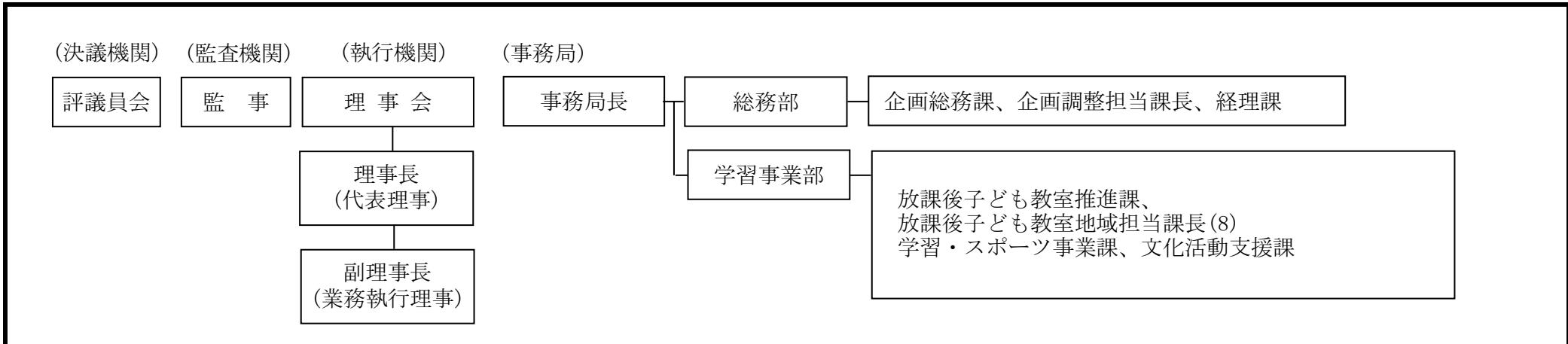
# 平成30年度公社事業概要・収支予算説明書

## 1 概要説明

平成30年4月1日現在

名 称	公益財団法人足立区生涯学習振興公社	所 在 地	足立区千住五丁目13番5号
設立年月日 公 益 認 定	平成5年2月1日(平成12年4月1日名称変更) 平成21年10月1日公益財団法人	代 表 者	理事長 亀村 精一
職員数(定数)	常勤29名(派遣7名、固有22名) 非常勤13名 合計42名	基 本 財 産	15 億 円

## 2 組織機構



## 3 平成30年度経営方針と重点事項

### 【経営方針】

区民に学習、スポーツ及び文化活動の機会を提供するとともに、人材の育成や自主活動を支援する事業を行う。公社がこれまで展開してきた区民との協働による事業や学びの成果を地域に還元する事業を進化させ、「区民・地域・団体等との協創」により生涯学習を推進する。「公社中期事業計画」に基づき、事業の重点化と効率化を徹底し、区の施策との連携を深め、区民サービスの向上に努める。

### 【重点事項】

- 1 あだち放課後子ども教室の安定運営及び活動の充実に取り組む。
- 2 学習・スポーツ・文化の人材育成及び活動支援に取り組む。
- 3 公益財団法人として、法令等に基づく適正な法人運営を行う。

【】平成 30 年度事業計画数 <> 平成 29 年度事業計画数 あだち放課後子ども教室事業 P1～		(2)あだちアートリンクカフェ 公開講座 【2回/160人】《1回》 (3)実践！アウトリーチ講座 【1回/15人】《1回》 (4)文化団体等支援 【7回】《7回》 (5)イベントコーディネート事業 【随時】《随時》 (6)楽団及び楽団友の会の運営支援、演奏活動の支援(区受託) 【110回/3,850人】《通年》
(1)あだち放課後子ども教室の支援(区受託) ①安定運営の支援 【通年】《通年》		(7)足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏支援(楽器運搬) 【4回】《2回》 (8)コンサートinミュージアム 【5回/250人】《4回》 (9)小学校アウトリーチコンサート(4校) 【12回/330人】《14回》 (10)アウトリーチコンサート(児童福祉施設等)[新] 【2回/60人】
(2)『放課後+One』(放課後子ども教室における体験プログラム) (ア)地域人材活用・体験プログラム ・放課後キッズおりがみ教室(24校) 【192回/2,880人】《176回》 ・放課後キッズ読書支援(2校) 【16回/240人】《24回》		生涯学習・スポーツ事業 P9～ (1)あだちこどもサポートー養成講座 【4回/84人】《4回》 (2)あだちこどもサポートースキルアップ講座 【3回/76人】《2回》 (3)あだちこどもサポートーフォロー講座 【2回/60人】《2回》 (4)あだちこどもサポートー活動支援 【随時】《随時》 (5)あだちこどもサポートーネットワーク支援 【10回/160人】《5回》 (6)(7)スポーツ指導者スキルアップ講習会(区受託) ・運動機能向上のためのトレーニング(高齢者) 【4回/120人】《4回》 ・運動あそびと体力向上トレーニング(子ども) 【4回/120人】《4回》 (8)健康づくり・スポーツ活動支援講座 【2回/80人】《2回》 (9)地域活動支援講座 【2回/60人】《2回》 (10)地域学習コーディネート事業 【随時】《随時》 (11)読み語りキャラバン隊によるおはなし会 【5回/250人】《5回》
(イ)団体連携・体験プログラム ・工作「ゆめ広場」(20校) 【20回/800人】《20回》 ・フラッグ鬼ごっこ(3校) 【15回/300人】《8回》 ・工作「おもちゃ講座」(1校) 【1回/20人】《1回》 ・工作「ハンズヒントクラブ」(1校) 【1回/30人】《1回》 ・ミニコンサート&楽器体験(6校) 【8回/240人】《8回》 ・ビブリオバトル(3校) 【7回/105人】《6回》 ・将棋教室(2校) 【16回/320人】《16回》 ・スタッキング(4校)[新] 【40回/800人】 ・どうぶつしようぎ教室(3校)[新] 【12回/240人】		広報事業 P13 (1)公社ニュース「ときめき」での自主事業等情報発信 【12回】《12回》 (2)公社ホームページによる情報提供事業 【通年】《通年》
(ウ)公社企画・体験プログラム (3)安全管理講習会(応急手当実技/区受託)【69回/1,035人】《69回》 (4)新任安全管理講習会(応急手当実技/区受託) 【3回】《3回》 (5)安全管理員研修会(3コース) 【6回/300人】《6回》 (6)運営委員会 【1回】《1回》 (7)ブロック会議 【13回】《13回》 (8)「あだち放課後子ども教室利用案内」の配付 【随時】《随時》 (9)「あだち放課後子ども教室スタッフ募集案内」の配付 【随時】《随時》		
文化事業 P6～ (1)あだちアートリンクカフェ 【6回/250人】《6回》		

## 5 収支予算(正味財産増減計算ベース)

### I 一般正味財産増減の部

#### 1. 経常増減の部

##### (1) 経常収益

##### 公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	比 較 增 減 理 由
基本財産運用益				
基本財産受取利息 〈1〉	11,771,000	13,141,000	△ 1,370,000	低金利による利息収入の減
基本財産運用益計 〈2〉	11,771,000	13,141,000	△ 1,370,000	
特定資産運用益				
特定資産受取利息 〈3〉	715,000	812,000	△ 97,000	低金利による利息収入の減
特定資産運用益計 〈4〉	715,000	812,000	△ 97,000	
その他固定資産運用益				
その他固定資産受取利息 〈5〉	30,000	300,000	△ 270,000	低金利による利息収入の減
その他固定資産運用益計 〈6〉	30,000	300,000	△ 270,000	
事業収益				
自主事業収益 〈7〉	0	0	0	
受託事業収益 〈8〉	224,970,000	228,797,000	△ 3,827,000	夏休みが増え放課後子ども教室実施日が減ったことによる減
事業収益計 〈9〉	224,970,000	228,797,000	△ 3,827,000	
受取補助金等収益				
受取区補助金 〈10〉	318,844,000	305,573,000	13,271,000	受取補助金等収益／固有職員の給与改定による、給料手当等が増加したことによる増 人件費・公社管理運営費に対する足立区からの補助金 318,844,000
ア 人件費補助 (派遣職員・再任用職員 共済事業主負担等) 8,434,000				
イ 公社管理運営費補助 310,410,000				
(固有職員・非常勤職員等 給料手当・賃金・社会保険事業主負担・事務局運営経費等)				
受取助成金 〈11〉	0	0	0	
受取補助金等収益計 〈12〉	318,844,000	305,573,000	13,271,000	
雑収益				
受取利息 〈13〉	36,000	100,000	△ 64,000	雑収益 低金利による利息収入の減
雑収益 〈14〉	0	0	0	
雑収益計 〈15〉	36,000	100,000	△ 64,000	
経常収益計 〈16〉	556,366,000	548,723,000	7,643,000	

## (2) 経常費用

## 公益目的事業会計

単位：円

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	比 較 増 減 理 由
事業費					
役員報酬	⟨17⟩	3,697,000	3,673,000	24,000	給与改定による増
給料手当	⟨18⟩	167,702,000	164,421,000	3,281,000	給与改定に伴い給与単価がアップしたことによる増
福利厚生費	⟨19⟩	41,575,000	39,799,000	1,776,000	給与改定に伴い給与単価がアップしたことによる増
退職給付費用	⟨20⟩	17,568,000	13,341,000	4,227,000	早期退職者割増制度による割増率を計上したことによる増
賃金	⟨21⟩	33,059,000	34,789,000	△ 1,730,000	臨時職員採用数の減による減
会議費	⟨22⟩	168,000	163,000	5,000	
旅費交通費	⟨23⟩	177,000	177,000	0	
通信運搬費	⟨24⟩	1,330,000	1,313,000	17,000	
什器備品費	⟨25⟩	210,000	210,000	0	
消耗品費	⟨26⟩	4,904,000	4,891,000	13,000	
修繕費	⟨27⟩	473,000	473,000	0	
印刷製本費	⟨28⟩	100,000	100,000	0	
賃借料	⟨29⟩	83,000	664,000	△ 581,000	平成30年度はアートリンクカフェフェスティバルを実施しないことによる減
保険料	⟨30⟩	4,620,000	4,618,000	2,000	
諸謝金	⟨31⟩	211,971,000	215,597,000	△ 3,626,000	夏休みが増え放課後子ども教室実施日が減ったことによる減
委託費	⟨32⟩	10,916,000	7,654,000	3,262,000	公社ホームページのサーバ入れ替え及びリニューアルに伴う改修による増
交付金	⟨33⟩	6,800,000	6,800,000	0	
交際費	⟨34⟩	0	350,000	△ 350,000	
事業費(公益目的事業会計)経常費用計	⟨35⟩	505,353,000	499,033,000	6,320,000	

(2) 経常費用

## 収益事業等会計

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	計 上 概 要
事業費				
役員報酬	⟨36⟩	0	0	0
給料手当	⟨37⟩	0	0	0
福利厚生費	⟨38⟩	0	0	0
退職給付費用	⟨39⟩	0	0	0
賃金	⟨40⟩	0	0	0
会議費	⟨41⟩	0	0	0
旅費交通費	⟨42⟩	0	0	0
通信運搬費	⟨43⟩	0	0	0
什器備品費	⟨44⟩	0	0	0
消耗品費	⟨45⟩	0	0	0
修繕費	⟨46⟩	0	0	0
印刷製本費	⟨47⟩	0	0	0
賃借料	⟨48⟩	0	0	0
保険料	⟨49⟩	0	0	0
租税公課	⟨50⟩	0	0	0
諸謝金	⟨51⟩	0	0	0
委託費	⟨52⟩	0	0	0
負担金	⟨53⟩	0	0	0
交付金	⟨54⟩	0	0	0
事業費(収益事業等会計)経常費用計 ⟨55⟩	0	0	0	

## (2) 経常費用

## 法人会計

単位：円

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	比較増減理由
管理費					
役員報酬	⟨56⟩	1,010,000	1,008,000	2,000	
給料手当	⟨57⟩	16,586,000	16,262,000	324,000	給与改定に伴い給与単価がアップしたことによる増
福利厚生費	⟨58⟩	5,313,000	5,187,000	126,000	給与改定に伴い給与単価がアップしたことによる増
退職給付費用	⟨59⟩	1,674,000	1,289,000	385,000	早期退職者割増制度による割増率を計上したことによる増
賃金	⟨60⟩	3,018,000	3,021,000	△ 3,000	
会議費	⟨61⟩	22,000	22,000	0	
旅費交通費	⟨62⟩	198,000	288,000	△ 90,000	区「行政課題研修」該当者がないため旅費を削減したことによる減
通信運搬費	⟨63⟩	1,943,000	1,949,000	△ 6,000	
什器備品費	⟨64⟩	0	314,000	△ 314,000	29年度は安全管理講習会の氷作成のため冷蔵庫を購入。30年度計上なしのため減
消耗品費	⟨65⟩	1,398,000	2,276,000	△ 878,000	破損等のオフィス用椅子の入れ替え購入が済んだことによる減
修繕費	⟨66⟩	124,000	126,000	△ 2,000	
光熱水費	⟨67⟩	2,770,000	2,770,000	0	
賃借料	⟨68⟩	7,512,000	7,253,000	259,000	印刷機を新規リースすることによる増
保険料	⟨69⟩	320,000	310,000	10,000	
租税公課	⟨70⟩	50,000	50,000	0	
諸謝金	⟨71⟩	1,646,000	1,296,000	350,000	個人情報保護委員会等を実施することにより、弁護士等の謝礼が必要になったことによる増
委託費	⟨72⟩	12,172,000	7,570,000	4,602,000	職員用システム構築による開発費用の増
負担金	⟨73⟩	386,000	445,000	△ 59,000	
交際費	⟨74⟩	55,000	55,000	0	
燃料費	⟨75⟩	214,000	286,000	△ 72,000	
管理費(法人会計)経常費用計	⟨76⟩	56,411,000	51,777,000	4,634,000	

## 経常費用計

	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	計 上 概 要
事業費(公益目的事業会計)経常費用計 ⟨77⟩	505,353,000	499,033,000	6,320,000	
事業費(収益事業等会計)経常費用計 ⟨78⟩	0	0	0	
事業費経常費用計 ⟨79⟩	505,353,000	499,033,000	6,320,000	
管理費(法人会計)経常費用計 ⟨80⟩	56,411,000	51,777,000	4,634,000	
管理費経常費用計 ⟨81⟩	56,411,000	51,777,000	4,634,000	
経常費用計 ⟨82⟩	561,764,000	550,810,000	10,954,000	

## I 一般正味財産増減の部

## 2. 経常外増減の部

公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計

## (1) 経常外収益

## (2) 経常外費用

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	計 上 概 要
(1) 経常外収益 <83>	0	0	0	
経常外収益計 <84>	0	0	0	
(2) 経常外費用 <85>	0	0	0	
経常外費用計 <86>	0	0	0	

他会計振替額

当期一般正味財産増減額

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	計 上 概 要
他会計振替額 <87>	0	0	0	
当期一般正味財産増減額 <88>	△ 5,398,000	△ 2,087,000	△ 3,311,000	当期一般正味財産増減額 △ 5,398,000
一般正味財産期首残高 <89>	268,520,918	266,433,918	△ 3,672,000	公益目的事業会計の一般正味財産増減 △ 4,817,000
一般正味財産期末残高 <90>	263,122,918	268,520,918	△ 5,398,000	法人会計の一般正味財産増減額 △ 581,000

## II 指定正味財産増減の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	計 上 概 要
当期指定正味財産増減額 <91>	0	0	0	
指定正味財産期首残高 <92>	1,500,000,000	1,500,000,000	0	
指定正味財産期末残高 <93>	1,500,000,000	1,500,000,000	0	

## III 正味財産期末残高

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	計 上 概 要
正味財産期末残高 <94>	1,763,122,918	1,768,520,918	△ 5,398,000	

黄色

平成30年度

# 事 業 計 画 書



公益財団法人足立区生涯学習振興公社

## 経営方針

公益財団法人足立区生涯学習振興公社（以下、公社）は、区内に学習、スポーツ及び文化活動の機会を提供するとともに、人材の育成や自主活動を支援する事業を行うことで生涯学習を推進し、「生き生きとした地域社会の創造」に寄与することを目的としている。

区は、平成28年10月策定の基本構想において、区のめざすべき将来像を「協創力でつくる活力にあふれ進化し続けるひと・まち足立」と掲げた。また、平成28年2月策定の教育大綱では「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を基本理念とし、成人期の学びについて「自ら学ぶとともにその経験を社会に還元する意欲を育てる」としている。

公社はこれまで、区内との協働による事業や学びの成果を地域に還元する事業を展開してきた。今後は、これらをさらに進化させ、「区内・地域・団体等との協創」により生涯学習を推進していく。子どもたちが多様な体験をする「あだち放課後子ども教室」は、児童期の生涯学習の場であるとともに、それを支える多くの大人の生涯学習の場でもあることから、引き続き中核事業として運営支援に取り組む。学習・スポーツ・文化については、区内の主体的な生涯学習を促すための人材育成及び活動支援事業を中心に関開し、活力ある地域活動につなげていく。

平成30年度の事業計画及び予算編成にあたっては、平成27年度に策定した「公社中期事業計画」に基づき、今後の公社職員の減員と自主財源の減少を見据え、事業の重点化と効率化を徹底するとともに、区の施策との連携を深め、事業の実施効果を上げ、区内サービスの向上に努める。

## 重点事項

1 あだち放課後子ども教室の安定運営及び活動の充実に取り組む。

(1) 全校全学年実施に向けた取り組み

全校での週5日開催を安定的に継続するとともに、全学年実施校の拡大に向け運営支援と課題解決に努める。

(2) 放課後子ども教室体験プログラムの実現

「足立区放課後子ども総合プラン」<sup>\*</sup>を踏まえ、体験プログラムの充実及び学童保育室との連携強化に取り組む。体験プログラムの実施にあたっては、区内や団体等との協創を進め、より魅力的な活動の場への発展をめざす。特に、子どもの体力向上、読書啓発を重点課題として取り組む。

\* 「足立区放課後子ども総合プラン」：文部科学省と厚生労働省が平成26年度に発表した「放課後子ども総合プラン」を受け、区が平成27年度に策定。放課後子ども教室および学童保育事業の計画的な整備等を進めることとしており、放課後子ども教室については、全学年実施と開催日数の拡大、校内および隣接する学童保育室との連携、体験プログラムの充実などをを目指す計画

## 2 学習・スポーツ・文化の人材育成及び活動支援に取り組む。

### (1) 生涯学習機会の提供

地域での主体的な活動を促すための人材育成及び活動支援事業を中心に取り組むことで、学習・スポーツ・文化活動における協創力を高め、子どもから高齢者まで多くの区民への生涯学習機会の提供につなげていく。さらに、区のボトルネック的課題である貧困の連鎖を断ち切ることに資するために、児童・生徒を対象に体験機会の充実を図っていく。

### (2) 学びの還元

学習・スポーツ面では、区民が学んだ成果を各々の地域や放課後子ども教室などの場で還元して様々な体験機会が広がるように、その活動を継続的に支援する。

### (3) 新たな文化の創造

文化面では、“ネットワーク”と“アウトリーチ”をキーワードに、新たな文化を創造しようとする区民やアーティスト等を緩やかにつなぎ、多様な文化活動の創出を図る。

## 3 公益財団法人として、法令等に基づく適正な法人運営を行う。

# 公 社 概 要

## 公益財団法人足立区生涯学習振興公社

設 立 平成5年2月1日（平成12年4月1日名称変更）

公益認定 平成21年10月1日公益財団法人

基本財産 15億円

代 表 者 理事長 亀村 精一

職 員 数 42名（定数） 常勤29名（派遣7名、固有22名）、非常勤13名

住 所 〒120-0034 東京都足立区千住五丁目13番5号 学びピア21

ホームページアドレス <http://www.kousya.jp/tokimeki/>

### 組織図

（決議機関）

評議員会

（監査機関）

監 事

（執行機関）

理 事 会 — 理 事 長 — 副 理 事 長  
(代表理事) (業務執行理事)

（事 務 局）

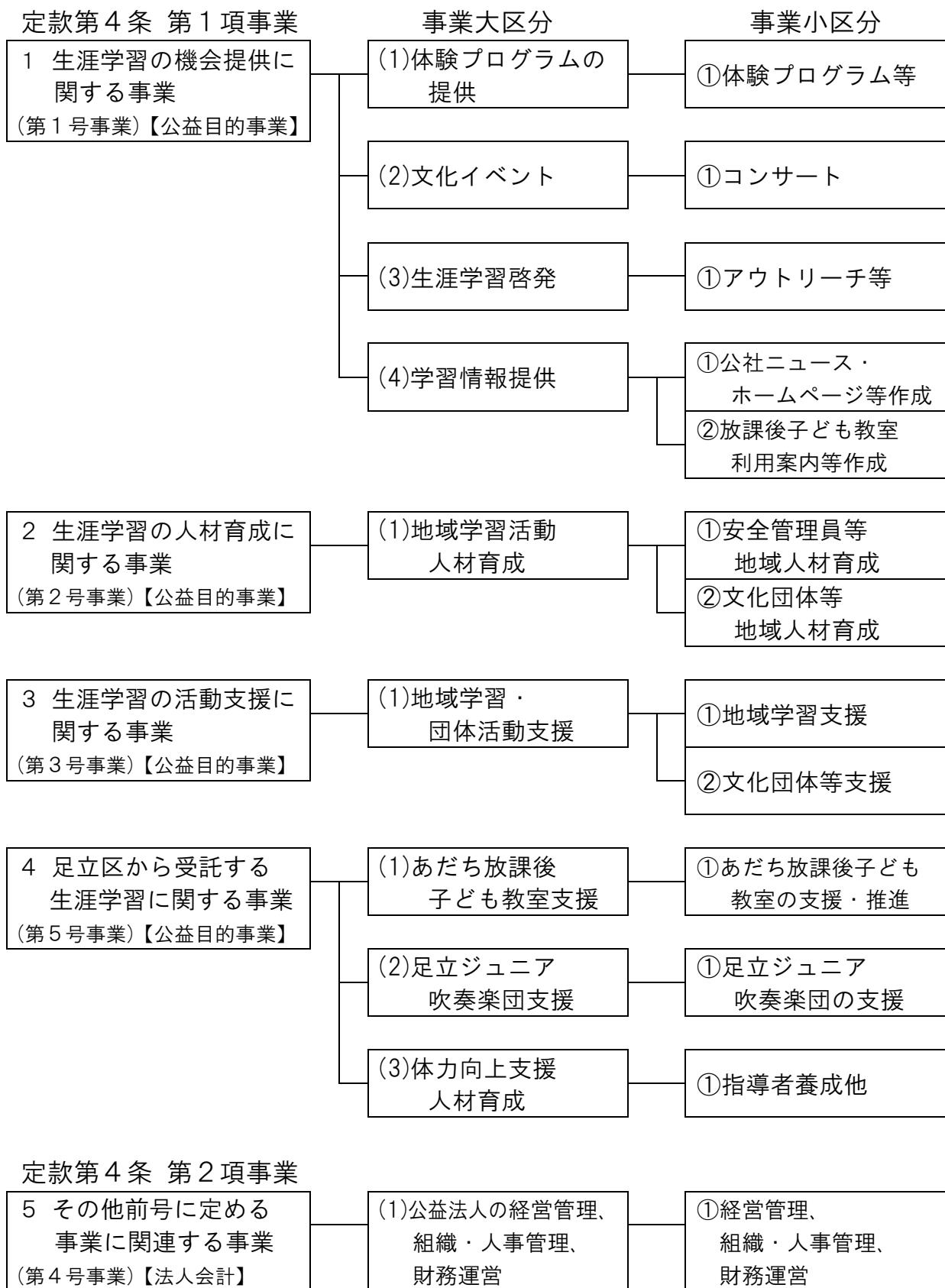
総務部——企画総務課、企画調整担当課長、経理課

事務局長

学習事業部——放課後子ども教室推進課、放課後子ども教室地域担当課長

学習・スポーツ事業課、文化活動支援課

## 平成30年度 定款事業別体系図



# 目 次

---

## あだち放課後子ども教室事業

---

【1】	あだち放課後子ども教室の支援《区受託》	1
【2】	『放課後+One』(放課後子ども教室における体験プログラム)	1～2
	地域人材活用・体験プログラム	
	団体連携・体験プログラム	
	公社企画・体験プログラム	
【3】	安全管理講習会(応急手当実技)《区受託》	3
【4】	新任安全管理講習会(応急手当実技)《区受託》	3
【5】	安全管理員研修会(3コース)	3
【6】	運営委員会《区受託》	4
【7】	ブロック会議《区受託》	4
【8】	「あだち放課後子ども教室利用案内」の配付	5
【9】	「あだち放課後子ども教室ボランティア募集案内」の配付	5

---

## 文化事業

---

【1】	あだちアートリンクカフェ	6
【2】	あだちアートリンクカフェ 公開講座	6
【3】	実践！アウトリーチ講座	6
【4】	文化団体等支援	7
【5】	イベントコーディネート事業	7
【6】	楽団及び楽団友の会の運営支援、演奏活動の支援(通年)《区受託》	7
【7】	足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏支援(楽器運搬)	7
【8】	コンサートin ミュージアム	8
【9】	小学校アウトリーチコンサート	8
【10】	アウトリーチコンサート(児童福祉施設等)	8

---

## 生涯学習・スポーツ事業

---

【1】	あだちこどもサポーター養成講座	.....	9
【2】	あだちこどもサポータースキルアップ講座	.....	9
【3】	あだちこどもサポーターフォロー講座	.....	9
【4】	あだちこどもサポーター活動支援(随時)	.....	10
【5】	あだちこどもサポーターネットワーク支援	.....	10
【6】	スポーツ指導者スキルアップ講習会《区受託》 ～運動機能向上のためのトレーニング(高齢者)～	.....	10
【7】	スポーツ指導者スキルアップ講習会《区受託》 ～運動あそびと体力向上のためのトレーニング(子ども)～	.....	11
【8】	健康づくり・スポーツ活動支援講座	.....	11
【9】	地域活動支援講座	.....	11
【10】	地域学習コーディネート事業	.....	12
【11】	読み語りキャラバン隊によるおはなし会	.....	12

---

## 広報事業

---

【1】	公社ニュース「ときめき」での自主事業等情報発信	.....	13
【2】	公社ホームページによる情報提供事業	.....	13

---

## その他

---

【1】	公益目的事業に対する人件費	.....	14
【2】	その他前号に定める事業に関連する事業	.....	14

## あだち放課後子ども教室支援事業

あだち放課後子ども教室支援	予算額	222,127,000 円
---------------	-----	---------------

【1】あだち放課後子ども教室の支援 《区受託》 定款第4条第1項第5号 (1)あだち放課後子ども教室支援 ①あだち放課後子ども教室の支援・推進	予定回数／目標人数		実施結果		達成	
	通年	—	—	—		
概要	あだち放課後子ども教室*を運営する実行委員会*を区から受託して支援する。※P1～5の文中にある「安全管理員」は、すべて「スタッフ」と表記する。					
目的	①各放課後子ども教室の年間事業計画を基に実施する。 ②全学年実施校を拡大する。 ③体験・交流活動の充実を図る。					

\* あだち放課後子ども教室:区主催の学校施設を活用した放課後活動の場の提供事業。自由遊び、自主学習を基本とした体験交流活動の場。

\* 実行委員会:地域住民により構成された放課後子ども教室の運営主体。児童の安全安心のため安全管理員を選任。

## 【2】『放課後 + One』(放課後子ども教室における体験プログラム)

定款第4条第1項第1号 (1)体験プログラムの提供 ①体験プログラム等

(ア) 地域人材活用・体験プログラム	予定回数／目標人数		実施結果		達成
	208回	3,120人	-回	-人	
概要	地域の人材を活用した、放課後子ども教室実行委員会の自主体験プログラム				
目的	①おりがみ教室では想像力の醸成と集中力の向上、読書支援では本への興味関心を高める。 ②子どもに関わる第三の大人を増やすことにより、子どもの体験・交流活動を促進する。 ③地域人材を子どもの活動支援者として活躍してもらう機会を創る。				
実施	放課後キッズおりがみ教室(実施 24校各8回)	192回	2,880人	-回	-人
予定	放課後キッズ読書支援(実施 2校各8回)	16回	240人	-回	-人

(イ)団体連携・体験プログラム		予定回数／目標人数		実施結果		達成
		120回	2,855人	-回	-人	-
概要	公社が企業やNPO法人等の団体と連携し、放課後子ども教室で実施するプログラム					
目的	①児童の体験・交流活動を充実させるため、放課後子ども教室に適したプログラムを有する様々な団体と連携し、各校の活動状況に適したプログラムを実施する。 ②読書推進や体力向上などの課題解決につなげるため、同じ目的のプログラムを実施する団体と連携し、体験・交流活動の効果を高める。					
実施予定	工作「ゆめ広場」/NPO 法人あちこち会/20校	20回	800人	-回	-人	-
	フラッグ鬼ごっこ*/スポーツ推進委員会/3校	15回	300人	-回	-人	-
	工作「おもちゃ講座」/株式会社イワヤ/1校	1回	20人	-回	-人	-
	工作「ハンズヒントクラブ」/株式会社東急ハンズ/1校	1回	30人	-回	-人	-
	ミニコンサート&楽器体験/AJBT/6校	8回	240人	-回	-人	-
	ビブリオバトル*/Book Link/3校	7回	105人	-回	-人	-
	将棋教室/日本将棋連盟/2校	16回	320人	-回	-人	-
	スタッキング*/(仮)スタッキング普及会/4校	40回	800人	-回	-人	-
	どうぶつしようぎ*教室/どうぶつしようぎを育てる会 いっぽ/3校	12回	240人	-回	-人	-

\*フラッグ鬼ごっこ:スポーツ推進委員会が普及している鬼ごっこ型の宝取りゲーム

\*ビブリオバトル:数人の発表者が本を紹介し、子どもが一番読みたい本に投票する、読書啓発につながるゲーム

\*スタッキング:数個のカップを積み上げて、元に戻すスピードを競う競技

\*どうぶつしようぎ:3×4マスの盤でライオンや象が描かれた8個の駒で対戦する、将棋のルールを簡略化した将棋ゲーム

(ウ)公社企画・体験プログラム		予定数／目標校数		実施結果		達成
		7種目	新規 37校(延)	-種目	-校	-
概要	スタッフが実施できるプログラムを公社が企画し、各校へ導入するプログラム					
目的	①児童の体験・交流活動を充実させるため、放課後子ども教室の条件に適したプログラムを用意し、各校の活動状況に合ったものを導入してプログラム実施校を増やす。 ②読書推進や体力向上などの課題解決につなげるため、放課後子ども教室の特性を活かしたプログラムを開発して各校に導入し、体験・交流活動の効果を高める。					
実施予定	(1)読書通帳*/3校、(2)ラッキーパズル*/10校、(3)どうぶつしようぎ交流会/3校、(4)天下統一*/5校、(5)大型図書*/2校、(6)投げる遊び*/10校、(7)ちゃれんじ!知る見る・ザ・ワールド*/4校					

\*読書通帳:読んだ本のタイトルを記入する通帳型のカード

\*ラッキーパズル:数種類の木片を組み合わせて様々な形を作る木製のパズルゲーム

\*天下統一:ボールを投げて人に当たたり、そのボールを捕ったり逃げたりする運動あそび

\*大型図書:新聞紙大の絵本や、パネルシアターなど、子どもの目を惹く図書資料を貸し出すもの

\*投げる遊び:たまねぎ型のボール投げや的当てなど、投げる力を養う運動あそび全般

\*ちゃれんじ!知る見る・ザ・ワールド:国旗かるたやぬり絵を使用し世界の国々への関心を高める遊び

【3】安全管理講習会(応急手当実技)《区受託》		予定回数／目標人数		実施結果		達成
定款第4条第1項第5号	(1)あだち放課後子ども教室支援 ①あだち放課後子ども教室の支援・推進	69回	1,035人	-回	-人	-
概要	スタッフが事故やケガの対応に必要な知識と技能を学ぶ講習会(毎年全校で実施)					
目的	見守り活動に必要な緊急時の対処法や応急手当の知識と技術を習得させる。					
実施	4月～7月	69回	1,035人	-回	-人	-
予定	小学校全69校					

【4】新任安全管理講習会(応急手当実技)《区受託》		予定回数／目標人数		実施結果		達成
定款第4条第1項第5号	(1)あだち放課後子ども教室支援 ①あだち放課後子ども教室の支援・推進	3回	-	-回	-人	-
概要	新規に登録したスタッフが事故やケガの対応に必要な知識と技能を学ぶ講習会					
目的	新任のスタッフに、安全管理員としての心構えとして、見守り活動に必要な緊急時の対処法や応急手当の知識と技術を習得させる。					
実施	9月 生涯学習センター	1回	-	-回	-人	-
予定	11月 生涯学習センター	1回	-	-回	-人	-
	1月 生涯学習センター	1回	-	-回	-人	-

【5】安全管理員研修会(3コース)		予定回数／目標人数		実施結果		達成
定款第4条第1項第2号	(1)地域学習活動人材育成①安全管理員等地域人材育成	6回	300人	-回	-人	-
概要	スタッフが見守り業務に役立つ専門的知識と技術を学ぶ研修会					
目的	①児童への接し方を学び、スタッフとしての対応能力を高める。 ②遊びの手法を学び、体験活動のきっかけづくりの参考とする。					
実施	Aコース： 6月 庁舎ホール他	2回	100人	-回	-人	-
予定	Bコース： 10月 庁舎ホール他	2回	100人	-回	-人	-
	Cコース： 11月 庁舎ホール他	2回	100人	-回	-人	-

【6】運営委員会		《区受託》 定款第4条第1項第5号 (1)あだち放課後子ども教室支援 ①あだち放課後子ども教室の支援・推進	予定回数／目標人数		実施結果		達成
概要	目的		実施予定	1回	-	-回	-人
全放課後子ども教室実行委員長及び関係団体の代表により組織された運営委員が共通事項を検討する会議	実行委員長等が、各事項の検討を通して、事業趣旨や必要性に対する理解を深めるとともに新しい課題(放課後子ども総合プランに即した体験プログラムの導入等)への共通認識を持ち、日常運営での取り組みに反映する。	1月 生涯学習センター	1回	-	-回	-人	-

【7】ブロック会議		《区受託》 定款第4条第1項第5号 (1)あだち放課後子ども教室支援 ①あだち放課後子ども教室の支援・推進	予定回数／目標人数		実施結果		達成
概要	目的		実施予定	13回	-	-回	-人
運営委員会の円滑な実施を補完するために、小学校13ブロックごとに、各放課後子ども教室の実行委員長と校長が出席し、情報交換や課題の協議・調整を行う会議	①実行委員長が、他校の実施状況や取組みを知ることにより、その情報を実行委員、スタッフに周知し、より充実した日常運営につなぐ一助とする。 ②教育委員会および公社からの事業の方向性、現状課題に関連する情報発信を受けて、実行委員長および学校が、共通理解したうえで、各校の協力体制を深める。 ③運営の主体となる実行委員会及び活動の場である学校長からの具体的な意見を受けて、その後の運営委員会につなげるなど、教育委員会、公社が事業に関する情報発信、支援内容について見直しを図る機会とする。	11月 各ブロックの小学校	13回	-	-回	-人	-

【8】「あだち放課後子ども教室利用案内」の配付 定款第4条第1項第1号 (4)学習情報提供 ②放課後子ども教室利用案内等作成		予定回数／目標人数		実施結果		達成
		随時	-	-	-	-
概要	放課後子ども教室の事業趣旨や参加時の約束事等を記載した冊子を参加対象の保護者及び関係者へ配付する。					
目的	①事業趣旨への保護者の理解を深め、参加時のルール等への協力を図り、円滑な教室運営につなげる。 ②実行委員・スタッフ、学校関係者等に運営に関する共通理解を図り、安定的な教室運営につなげる。 ③放課後子ども教室登録児童数を増やす。					
実施	配付時期:随時					
予定	配付先:新入学児の保護者及び学校関係者等					

【9】「あだち放課後子ども教室スタッフ募集案内」の配付 定款第4条第1項第1号 (4)学習情報提供 ②放課後子ども教室利用案内等作成		予定回数／目標人数		実施結果		達成
		随時	-	-	-	-
概要	スタッフを募集するため、活動内容や現スタッフの体験談等を記載したパンフレットを区民及び関係者へ配付する。					
目的	スタッフの活動内容や魅力を発信し、スタッフの安定確保を図る。					
実施	配付時期:随時					
予定	配付先:保護者、放課後子ども教室実行委員・スタッフ、住区センター等					

## 文化事業

文化事業	予算額	8,396,000 円		
------	-----	-------------	--	--

【1】あだちアートリンクカフェ		予定回数／目標人数	実施結果		達成
定款第4条第1項第2号	(1)地域学習活動人材育成 ②文化団体等地域人材育成	6回	250人	-回	-人
概要	アートに関わる方々を対象とした、新たな出会いと交流を図る情報交換会				
目的	①情報交換と交流により、各自の地域での活動の幅を広げ、地域の持つ力の向上を図る。 ②出会いをきっかけとして、参加者による自主的な企画を創出する。 ③出会いの場に特化した異業種の交流会を実施することにより新たな区民還元となる文化事業につなげる。				
実施予定	4月～3月 夜間 東京芸術センター他	6回	250人	-回	-人

【2】あだちアートリンクカフェ 公開講座		予定回数／目標人数	実施結果		達成
定款第4条第1項第2号	(1)地域学習活動人材育成 ②文化団体等地域人材育成	2回	160人	-回	-人
概要	'あだちアートリンクカフェ'の一般区民向けの公開講座				
目的	①文化芸術に関心の高い区民を対象に講座を提供し、文化面での区民還元を図る。 ②情報交換と交流により、各自の地域での活動の幅を広げ、地域の持つ力の向上を図る。				
実施予定	生涯学習センター講堂 他	2回	160人	-回	-人

【3】実践！アウトリーチ講座		予定回数／目標人数	実施結果		達成
定款第4条第1項第2号	(1)地域学習活動人材育成 ②文化団体等地域人材育成	1回	15人	-回	-人
概要	アウトリーチ活動に関心を持つアーティスト等を対象に、アウトリーチ活動に関する知識と技術を学ぶ講座(2日制)				
目的	①アウトリーチの知識・技術の習得により、地域でアウトリーチ活動を行う人材を育成する。 ②演奏家やそれを支える人材を発掘し、地域での活動による区民還元の可能性を拡大する。				
実施予定	4月14日(土)・15日(日) 竹の塚地域学習センター	1回	15人	-回	-人

【4】文化団体等支援		予定回数／目標人数		実施結果		達成
定款第4条第1項第3号	(1)地域学習・団体活動支援 ②文化団体等支援	7回	-	-回	-人	-
概要	自主的な文化活動を行う区民、団体に対し、助言や活動の場の提供などの支援をする。					
目的	活動に対する助言や場の提供の支援により、区民文化活動の充実に寄与する。					
実施 予定	足立区音楽祭	1回	-	-回	-人	-
	ブリランテコンサート	2回	-	-回	-人	-
	足立吹奏楽団	2回	-	-回	-人	-
	歓喜の演(狂言・合唱)	2回	-	-回	-人	-

【5】イベントコーディネート事業		予定回数／目標人数		実施結果		達成
定款第4条第1項第3号	(1)地域学習・団体活動支援 ②文化団体等支援	隨時	-	-件	-	-
概要	地域の団体・機関、小学校等からのイベントの企画・運営や出演者に関する相談窓口					
目的	地域での主体的な文化芸術活動の活性化を図る。					

【6】楽団及び楽団友の会の運営支援、 演奏活動の支援(通年) 『区受託』		予定回数／目標人数		実施結果		達成
定款第4条第1項第5号	(1)足立ジュニア吹奏楽団支援 ①足立ジュニア吹奏楽団の支援	110回	3,850人	-回	-人	-
概要	「足立ジュニア吹奏楽団」の育成・活動の支援					
目的	①生涯にわたり音楽を愛好する児童の育成を図り、区の音楽文化を支える人材の輩出に貢献する。 ②楽団活動を通して、足立区の音楽文化の向上、発展に寄与し、魅力ある地域づくりに貢献する。					
実施 予定	定期練習 島根小学校音楽室	88回	3,080人	-回	-人	-
	楽団活動	13回	455人	-回	-人	-
	自主演奏会	5回	175人	-回	-人	-
	派遣演奏/イベント出演	4回	140人	-回	-人	-

【7】足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏支援(楽器運搬)		予定回数／目標人数		実施結果		達成
定款第4条第1項第3号	(1)地域学習・団体活動支援 ②文化団体等支援	4回	-	-回	-	-
概要	足立ジュニア吹奏楽団の派遣演奏に伴う楽器運搬費用の助成					
目的	足立ジュニア吹奏楽団の派遣演奏を円滑に行う。					

【8】コンサート in ミュージアム 定款第4条第1項第1号 (2)文化イベント ①コンサート		予定回数／目標人数		実施結果		達成
		5回	250人	-回	-人	-
概要	区内5か所の民間文化施設で実施するコンサート					
目的	①各施設の魅力とその特性を活かした良質のコンサートや催し物を区民に提供する。 ②5施設をつなぎコンサートを実施することにより、区民への文化発信の相乗効果を図る。 ③各施設の主体的な事業運営を促すことにより、区民との協創関係を構築する。					
実施予定	昭和の家(平田邸)	1回	50人	-回	-人	-
	石洞美術館	1回	50人	-回	-人	-
	六町ミュージアム・フローラ	1回	50人	-回	-人	-
	わたなべ音楽堂<ベルネザール>	1回	50人	-回	-人	-
	BUoY 北千住アートセンター	1回	50人	-回	-人	-

【9】小学校アウトリーチコンサート 定款第4条第1項第1号 (3)生涯学習啓発 ①アウトリーチ等		予定回数／目標人数		実施結果		達成
		4校 /12回	330人	-回	-人	-
概要	小学生を対象に、生演奏の体験と演奏家とのコミュニケーションにより音楽への関心を醸成するコンサート					
目的	①間近でプロの演奏家の生演奏と働きかけにより音楽への興味関心を導き出す。 ②生涯にわたり音楽に親しむ豊かな人間性を育む。					
実施予定	9月～3月、4校各3組(1クラス単位で実施) 計12回	12回	330人	-回	-人	-

【10】アウトリーチコンサート(児童福祉施設等) 定款第4条第1項第1号 (3)生涯学習啓発 ①アウトリーチ等		予定回数／目標人数		実施結果		達成
		2回	60人	-回	-人	-
概要	子どもの貧困対策の視点から児童等を対象に、プロの生演奏の体験と演奏家とのコミュニケーションを図るコンサート					
目的	①間近でプロの演奏家の生演奏と働きかけにより音楽への興味関心を導き出す。 ②子どもの貧困対策の視点から生涯にわたり音楽に親しむ豊かな人間性を育む機会の場を提供する。					
実施予定	児童福祉施設等	2回	60人	-回	-人	-

## 生涯学習・スポーツ事業

生涯学習・スポーツ事業	予算額	1, 200, 000 円
-------------	-----	---------------

【1】あだちこどもサポーター養成講座		予定回数／目標人数		実施結果		達成
定款第4条第1項第2号	(1)地域学習活動人材育成 ①安全管理員等地域人材育成	4回	84人	-回	-人	-
概要	子どもの体験・交流活動に関わる地域人材の育成講座					
目的	①地域人材を発掘・育成する。 ②子どもの活動をサポートしている地域人材の指導力の向上を図る。					
実施	読み語りのためのボイストレーニング講座《5日制》	1回	20人	-回	-人	-
予定	子どもと遊ぶおりがみ教室 第11期 《5日制》	1回	24人	-回	-人	-
	あそびサポーター講習会（レクゲーム系）	1回	20人	-回	-人	-
	あそびサポーター講習会（運動あそび系）	1回	20人	-回	-人	-

【2】あだちこどもサポータースキルアップ講座		予定回数／目標人数		実施結果		達成
定款第4条第1項第2号	(1)地域学習活動人材育成 ①安全管理員等地域人材育成	3回	76人	-回	-人	-
概要	こどもサポーター活動に必要なスキルアップ支援講座					
目的	①サポーター活動に必要な技術の向上を図る。 ②子どもの体験・交流活動を支えるサポーター活動の継続に役立つ研修機会を提供する。					
実施	読み語りボイストレーニングスキルアップ講座	1回	16人	-回	-人	-
予定	おりがみサポーターレベルアップ講座	1回	50人	-回	-人	-
	おりがみサポーター1年目活動支援講座	1回	10人	-回	-人	-

【3】あだちこどもサポーターフォロー講座		予定回数／目標人数		実施結果		達成
定款第4条第1項第2号	(1)地域学習活動人材育成 ①安全管理員等地域人材育成	2回	60人	-回	-人	-
概要	こどもサポーター活動を継続するための意識啓発講座					
目的	①活動のモチベーションの向上を図る。 ②ボランティアとしての基礎知識と活動姿勢を身に着ける研修機会を提供する。					
実施	サポーターフォロー講座 I (ボランティア活動の楽しみ方と心構え)	1回	30人	-回	-人	-
予定	サポーターフォロー講座 II (子どもが伸びる接し方)	1回	30人	-回	-人	-

【4】あだちこどもサポーター活動支援(随時)		予定回数／目標人数		実施結果		達成
		随時	-	-回	-人	-
概要	こどもサポーター活動の始動や継続化のコーディネート、活動課題に対するアドバイス等 ※活動場所調整(放課後子ども教室実行委員会・スタッフ・保育園・高齢者施設等)					
目的	①サポーターの活動場所を確保し定期活動につなげる。 ②サポーターの主体的活動への発展を目指す。					
実施予定	おりがみサポーターの活動の支援( 24 校)	-	-	-回	-人	-
	読書支援サポーター活動の支援 ( 2 校)	-	-	-回	-人	-
	読み語りキャラバン隊活動の支援(自主公演)	-	-	-回	-人	-

【5】あだちこどもサポーターネットワーク支援		予定回数／目標人数		実施結果		達成
		定款第 4 条第 1 項第 2 号	10 回	160 人	-回	-人
概要	各サポーター活動での工夫や特色などを学び合う交流会等					
目的	①活動者相互の情報交換・技術向上。 ②自主活動を促進し、区民への学習機会の提供につなげる。					
実施予定	おりがみサポーター交流会 I	1回	35 人	-回	-人	-
	おりがみサポーター交流会 II	1回	35 人	-回	-人	-
	読み語りキャラバン隊・自主練習会	7回	70 人	-回	-人	-
	読み語りキャラバン隊・活動連絡会	1回	20 人	-回	-人	-

【6】スポーツ指導者スキルアップ講習会 《区受託》 ～運動機能向上のためのトレーニング(高齢期)～		予定回数／目標人数		実施結果		達成
		定款第 4 条第 1 項第 5 号	4 回	120 人	-回	-人
概要	高齢者を指導する地域のスポーツ指導者や高齢者に関わる活動に携わる方を対象とした運動指導の実践講習会					
目的	①地域指導者等のスキルアップの機会を通して、区民の健康体力づくりを推進する。 ②「運動あそび」の実践方法を習得し、楽しく効果的な運動機能向上プログラムを普及する。					
実施予定	上半期 シニア対象・基礎理論編	1 回	30 人	-回	-人	-
	上半期 シニア対象・実践指導編	1 回	30 人	-回	-人	-
	下半期 高齢者対象・基礎理論編	1 回	30 人	-回	-人	-
	下半期 高齢者対象・実践指導編	1 回	30 人	-回	-人	-

【7】スポーツ指導者スキルアップ講習会 《区受託》 ～運動あそびと体力向上トレーニング（子ども）～ 定款第4条第1項第5号 (3)体力向上支援人材育成 ①指導者養成他		予定回数／目標人数		実施結果		達成
		4回	120人	-回	-人	-
概要	子どもを指導する地域スポーツ指導者や保育・学校体育等に携わる方を対象とした運動指導の実践講習会					
目的	①地域指導者等のスキルアップの機会を通して、区民の健康体力づくりを推進する。 ②「運動あそび」の実践方法を習得し、楽しく効果的な体力向上プログラムを普及する。					
実施予定	上半期 幼児対象・基礎理論編	1回	30人	-回	-人	-
	上半期 幼児対象・実践指導編	1回	30人	-回	-人	-
	下半期 小学生対象・基礎理論編	1回	30人	-回	-人	-
	下半期 小学生対象・実践指導編	1回	30人	-回	-人	-

【8】健康づくり・スポーツ活動支援講座 定款第4条第1項第3号 (1)地域学習・団体活動支援 ①地域学習支援		予定回数／目標人数		実施結果		達成
		2回	80人	-回	-人	-
概要	健康づくり・スポーツ活動や、そのサポートをする人の学習を支援する講座					
目的	①生涯スポーツを楽しく安全に継続するためのトレーニング理論を学ぶ機会を提供する。 ②スポーツ科学の第一線の講師による最新情報を提供する。					
実施予定	スポーツコンディショニング講座 (安全で効果的な運動方法＆セルフメンテナンス)	1回	40人	-回	-人	-
	あだちウエルネスカレッジ Vol.10 (健康・体力づくり情報の最前線)	1回	40人	-回	-人	-

【9】地域活動支援講座 定款第4条第1項第3号 (1)地域学習・団体活動支援 ①地域学習支援		予定回数／目標人数		実施結果		達成
		2回	60人	-回	-人	-
概要	地域活動に関わる人の学習を支援する講座					
目的	子どもに関わる大人が、それぞれの活動に活かせる知識を習得する。					
実施予定	子ども学講座 I・II 《各2日制》 (子どものことを考える大人の勉強会)	2回	60人	-回	-人	-

【10】地域学習コーディネート事業 定款第4条第1項第3号 (1)地域学習・団体活動支援 ①地域学習支援		予定回数／目標人数	実施結果		達成
	随時	-	-回	-人	-
概要	地域団体等が実施する学習会などの企画相談に応じ、講師紹介等を行う学習活動の相談窓口				
目的	地域での主体的な学習活動の活性化を図る。				

【11】読み語りキャラバン隊*によるおはなし会 定款第4条第1項第1号 (1)体験プログラムの提供 ①体験プログラム等		予定回数／目標人数	実施結果		達成
	5回	250人	-回	-人	-
概要	地域の施設を巡回し、子どもや親子に読書に親しんでもらう機会を提供するイベント型おはなし会				
目的	①本や言葉に対する子どもの興味関心を高める。 ②親子や友達と本を介した共有体験を通して、コミュニケーションの機会を創る。				
実施 予定	6月～2月 読み語りキャラバン in 地域図書館 等	5回	各50人	-回	-人

\*読み語りキャラバン隊：公社主催「読み語りのためのボイストレーニング講座」修了者有志により編成

## 広報事業

広報事業	予算額	9, 852, 000 円
------	-----	---------------

【1】公社ニュース「ときめき」での自主事業等 情報発信  定款第4条第1項第1号  (4)学習情報提供 ①公社ニュース・ホームページ等作成	予定回数／目標人数		実施結果		達成	
	12回	-	-回	-		
概要	公社事業や「あだち放課後子ども教室」関連情報等を発信する。					
目的	公社事業を広く区民に周知する。					
実施 予定	毎月1日発行、区内全戸配布(月31万部発行) 毎月、自主事業(学習・スポーツ事業、文化事業)の募集案内、あだち放課後子ども教室のコラムを掲載する。					

【2】公社ホームページによる情報提供事業  定款第4条第1項第1号  (4)学習情報提供 ①公社ニュース・ホームページ等作成	予定回数／目標人数		実施結果		達成	
	通年	-	-	-		
概要	公社概要や事業案内などの情報提供を行う。					
目的	公社事業への興味関心を高める。					
実施 予定	事業案内、事業報告などの情報を随時(月2~3回)掲載する。					

## その他

### 公益目的事業に対する人件費

公益目的事業に対する人件費	予算額	263, 778, 000 円
---------------	-----	-----------------

#### 【1】公益目的事業に対する人件費

定款事業別体系 1~4

概要	定款第4条第1項事業である「公益目的事業」を実施する職員の人件費
----	----------------------------------

### その他前号に定める事業に関する事業

その他前号に定める事業に関する事業	予算額	56, 411, 000 円
-------------------	-----	----------------

#### 【2】公益財団法人の経営管理、組織・人事管理、

財務運営 定款第4条第2項第4号 【法人会計】

概要	理事会や評議員会の開催及び庶務事務 基本財産等の安全確実な資産運用及び經理事務
----	--

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

平成 30 年度事業計画書

作成 公益財団法人足立区生涯学習振興公社  
総務部 電話 03-5813-3724

オレンジ色

平成30年度

# 収支予算書

(正味財産増減計算ベース)



公益財団法人足立区生涯学習振興公社

平成30年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社 収支予算書(正味財産増減計算ベース)

予 算 総 則

平成30年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社収支予算書は、次に定めるところによる。

(正味財産増減予算の会計区分及び額)

- 第1条 一般正味財産経常収益の公益目的事業会計の額は、 500,536,000 円 と定める。
- 2 一般正味財産経常収益の法人会計の額は、 55,830,000 円 と定める。
- 3 一般正味財産経常費用の公益目的事業会計の額は、 505,353,000 円 と定める。
- 4 一般正味財産経常費用の法人会計の額は、 56,411,000 円 と定める。
- 5 収益費用の各会計ごとの勘定科目及び額は、「平成30年度足立区生涯学習振興公社収支予算書(正味財産増減計算ベース)」による。

平成30年2月6日

提出者 公益財団法人足立区生涯学習振興公社

理事長 亀村精一

平成30年度収支予算書  
(正味財産増減計算ベース)  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

単位:円

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	公1			
	生涯学習事業			
1 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
1 基本財産受取利息	11,771,000			11,771,000
特定資産運用益				
2 特定資産受取利息	709,000	6,000		715,000
その他固定資産運用益				
3 その他固定資産受取利息		30,000		30,000
事業収益				
4 自主事業収益				
5 受託事業収益	224,970,000			224,970,000
受取補助金等収益				
6 受取区補助金	263,068,000	55,776,000		318,844,000
7 受取助成金				
受取寄付金収益				
8 受取寄付金				
雑収益				
9 受取利息	18,000	18,000		36,000
10 雜収益				
11 経常収益計	500,536,000	55,830,000		556,366,000
(2) 経常費用				
事業費				
12 役員報酬	3,697,000			3,697,000
13 給料手当	167,702,000			167,702,000
14 福利厚生費	41,575,000			41,575,000
15 退職給付費用	17,568,000			17,568,000
16 賃金	33,059,000			33,059,000
17 会議費	168,000			168,000
18 旅費交通費	177,000			177,000
19 通信運搬費	1,330,000			1,330,000
20 什器備品費	210,000			210,000
21 消耗品費	4,904,000			4,904,000
22 修繕費	473,000			473,000
23 印刷製本費	100,000			100,000
24 貸借料	83,000			83,000
25 保険料	4,620,000			4,620,000
26 租税公課	0			0
27 諸謝金	211,971,000			211,971,000
28 委託費	10,916,000			10,916,000
29 負担金	0			0
30 交付金	6,800,000			6,800,000
31 交際費	0			0

単位:円

## 計 上 概 要

			合計
基本財産の運用による受取利息			11,771,000
特定資産の運用による受取利息			715,000
その他固定資産の運用による受取利息			30,000
事業収益			224,970,000
受託事業収益(足立区との委託契約に基づく受託事業収益)			224,970,000
受取補助金等収益			318,844,000
受取区補助金(人件費補助【派遣・再任用職員】に対する足立区からの補助金) 〃 (公社管理運営費補助【固有・非常勤職員】に対する足立区からの補助金)			8,434,000 310,410,000
雑収入			36,000
その他利息収入			36,000
事業費			505,353,000
公益目的事業会計			505,353,000
ア 生涯学習の機会提供に関する事業	14,452,000		
イ 生涯学習の人材育成に関する事業	1,538,000		
ウ 生涯学習の活動支援に関する事業	615,000		
エ 足立区から受託する生涯学習に関する事業	224,970,000		
オ 公益目的事業に対する人件費	263,778,000		

単位:円

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内 部 取 引 消 去	合 計
	公1			
	生涯学習事業			
管理費				
32 役員報酬		1,010,000		1,010,000
33 給料手当		16,586,000		16,586,000
34 福利厚生費		5,313,000		5,313,000
35 退職給付費用		1,674,000		1,674,000
36 賃金		3,018,000		3,018,000
37 会議費		22,000		22,000
38 旅費交通費		198,000		198,000
39 通信運搬費		1,943,000		1,943,000
40 什器備品費		0		0
41 消耗品費		1,398,000		1,398,000
42 修繕費		124,000		124,000
43 印刷製本費		0		0
44 光熱水費		2,770,000		2,770,000
45 貸借料		7,512,000		7,512,000
46 保険料		320,000		320,000
47 租税公課		50,000		50,000
48 諸謝金		1,646,000		1,646,000
49 助成金		0		0
50 委託費		12,172,000		12,172,000
51 負担金		386,000		386,000
52 交付金		0		0
53 交際費		55,000		55,000
54 燃料費		214,000		214,000
55 経常費用計	505,353,000	56,411,000		561,764,000
56 当期経常増減額	▲4,817,000	▲581,000		▲5,398,000
2 経常外増減額				
(1) 経常外収益				
57 経常外収益計	0	0		0
(2) 経常外費用				
58 経常外費用計	0	0		0
59 当期経常外増減額	0	0		0
60 他会計振替額	0	0		0
61 当期一般正味財産増減額	▲4,817,000	▲581,000		▲5,398,000
62 一般正味財産期首残高	52,282,081	216,238,837		268,520,918
63 一般正味財産期末残高	47,465,081	215,657,837		263,122,918
II 指定正味財産増減の部				
64 当期指定正味財産増減額	0	0		0
65 指定正味財産期首残高	1,500,000,000	0		1,500,000,000
66 指定正味財産期末残高	1,500,000,000	0		1,500,000,000
67 III 正味財産期末残高	1,547,465,081	215,657,837		1,763,122,918

## 計上概要

			合計
管理費			56,411,000
法人会計		56,411,000	
ア 公社事務局の運営経費(人件費含む)	56,411,000		

～参考～

◆足立区からの補助金 ￥318,844,000

《内訳》

\*人件費 ￥8,434,000  
派遣職員7名、共済事業主負担等

\*公社管理運営補助 ￥310,410,000  
固有職員22名、非常勤職員等13名、給料手当、賃金、社会保険事業主負担、事務局運営経費等

## 平成30年度 当初予算編成のあらまし(概要)

### 1 足立区の予算編成状況

☞P3

「協創力×エリアデザイン つかむ、成長の実感。」

(注)

☞PO…「予算編成のあらまし」  
の参照ページを表示しています。

と名付け、これまでボトルネック的課題解決に向けて取り組んできた様々な施策の成果が徐々に表れ始めてきた中で、「協創力」と「エリアデザイン」により、さらに確実で、かつ成長が実感できるようにするための予算。

#### 【財政規模】

一般会計の総額 2,768億9千9百万円 (前年度比+27億5千8百万円、+1.0%)

#### <主な増減>

大学病院整備事業	+70億円	私立保育園運営費助成事業	+34億円
国民健康保険特別会計繰出金	△49億円	区立中学校の改築事業	△23億円

### 2 教育委員会の当初予算編成の状況

◆ 教育委員会の予算総額 559億8,553万円

(前年度比+10.3億円、+1.9%)

一般会計に占める教育委員会の予算割合 20.2% (前年度20.0%)

(1) 教育指導部の経常的経費 5億2,495万円 (前年度比+4,036万円、+8.3%)

【主な増減要因】校務用ソフトのWindows10対応に伴う増	+2,096万円
あだち小学生夏休み学習教室の全校実施に伴う増	+1,418万円
小学校図書館支援業務委託年間実施に伴う増	+1,308万円
オリパラ教育推進事業の基準変更に伴う減	△490万円

<主要事業> ※下線は所管を移管した事業

① 学力向上対策推進事業(学力定着推進課) . . . . . 1億9,898万円

☞P37

- ⇒新規中学校英語教育推進モデル地区事業 先駆的な中学校英語教育の推進
- ⇒拡充あだち小学生夏休み学習教室 つまずき解消と学習意欲向上のため、全校実施
- ⇒拡充大学連携事業 講師の指導訪問回数、留学生交流事業の増
- ⇒拡充小中連携事業 講師謝礼の増
- ⇒継続事業教科指導専門員制度、秋田県大仙市との教員交流、そだち指導、中学生補習講座(数学チャレンジ講座)、中1夏季勉強合宿、足立はばたき塾、英語チャレンジ講座、英語マスター講座、英語学力4技能調査、英語教材作成支援等

② 学校の指導事務(教育指導課) . . . . . 4,491万円

☞P67

- ⇒新規学校経営補佐・副校長補佐 副校長の業務負担軽減のために配置
- ⇒継続事業生活指導員、学習支援員、日本語適応指導講師、交通安全指導員の配置等

③ 教育課題解決への取組事務(教育指導課) . . . . . 8,172万円

☞P74

- ⇒継続事業よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、キャリア教育支援事業等

④ 教育政策管理事務(教育政策課) . . . . . 1億817万円

- ⇒継続事業小学校図書館支援業務委託、学校ホームページ運用支援、中学校図書館支援員の配置、学習支援ボランティア等

(2) 学校運営部の経常的経費 105億3,031万円（前年度比△20.2億円、△16.1%）  
 ※義務教育施設建設資金積立基金積立金の△20億円を除くと、  
 前年度比△2,233万円、△0.2%となる。

【主な増減要因】新入学児童生徒学用品費の単価増に伴う増	+ 4,828万円
小・中学校AED更新経費	+ 3,370万円
災害時備蓄食糧購入経費	+ 2,028万円
小・中学校光熱水費の減	△1億1,882万円

<主要事業> ※下線は所管を移管した事業

- ① 育英資金事業(学務課) . . . . . 3億2,804万円 ☞P72  
 ⇒大学等入学準備金支援助成、一部償還免除型特例枠の新設
- ② 小・中学校の自然教室(学務課) . . . . . 2億4,513万円  
 ⇒鋸南自然教室、日光自然教室、魚沼自然教室の継続実施
- ③ 放課後子ども教室の推進(学校支援課) . . . . . 2億3,173万円
- ④ その他の事業 . . . . . ☞P67, 72  
 ⇒新規災害時備蓄食糧購入 (学校支援課) 帰宅困難となる児童・生徒、教職員の食糧  
 ⇒拡充小学校就学援助 (学務課) 1年生、6年生への新入学児童生徒学用品費の単価の増

(3) 学校運営部の投資的経費 131億1,968万円（前年度比△2.2億円、△1.6%）

【主な増減要因】 区立小学校の改築事業の増 + 16.6億円  
 区立中学校の改築事業の減 △23.4億円

<主要事業>

- ① 区立小学校の改築事業 42.3億円
- ② 小学校施設の保全事業 33.4億円
- ③ 区立中学校の改築事業 36.0億円
- ④ 中学校施設の保全事業 15.8億円

(4) 子ども家庭部の経常的経費 277億7,480万円（前年度比+37億円、+15.4%）

【主な増減要因】 私立保育園の運営費助成事業の増 + 9億6,032万円  
 地域型保育事業の増 + 2億3,786万円  
 保育士確保・定着対策事業の増 + 3億5,985万円

<主要事業>

- ① 発達障がい児支援事業/養育困難改善事業 . . . . . 2,756万円 ☞P38  
 ⇒拡充発達支援に関する身近な相談場所の設置・相談員の増員など  
 ⇒拡充養育困難や虐待のリスクがある要支援家庭のショートステイ利用枠の確保
- ② 教育相談事業(不登校対策事業) . . . . . 2,665万円 ☞P39  
 ⇒拡充別室登校支援の派遣学校数の増 (20校→30校)
- ③ 待機児ゼロに向けて(「足立区待機児童解消アクション・プラン」に基づく保育施設整備と保育士確保・定着対策/私立保育園等への運営費助成等) . . . . . 257億4,980万円 ☞P40  
 ⇒拡充私立保育園の施設整備助成、認証保育所及び小規模保育の整備  
 ⇒拡充保育士等住居借上げ支援事業補助など

(5) 子ども家庭部の投資的経費 40億3,580万円（前年度比△4.7億円、△10.5%）

<主要事業>

- ① 私立保育園施設整備助成事業 32.6億円
- ② 保育施設整備事業 2.2億円
- ③ 公立保育園の整備事業 3.3億円
- ④ 子ども家庭関係施設改修事業 0.9億円